

平成30年3月15日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:29

○委員長

ただいまから、平成30年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。昨日に引き続き、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。

はじめに質疑通告されております。189ページ、公共下水道費、公共下水道事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

189ページ、公共下水道事業費の下水道事業会計補助金、1億8691万6千円についてお伺いをいたします。この補助金の支出はどのような基準に基づいて計上されているのかお尋ねいたします。

○財政課長

下水道事業会計補助金につきましては、水道事業会計補助金と同じく総務省から毎年4月に通知されます「地方公営企業繰出金について」という通知に示されております下水道事業の繰出基準に基づいて試算した数値であります。本市におきましては、普通交付税において算出される額等を基に毎年企業局と協議を行い、予算計上した金額の範囲内で支出を行っております。なお、普通交付税において算出される額は、繰出基準に基づいて算出した措置の一部でありますので、繰出基準内の数値となっております。平成30年度当初予算に計上しております下水道事業会計補助金につきましては、全部で2つの項目について算出した額の合計となっております。まず、1つ目の項目ですが、普通交付税算定資料に基づいて算出された額で5億137万円となっております。もう1つが、公営企業会計で雇用している職員の児童手当分として209万4千円。以上、2つの項目の合計で5億346万4千円となっております。

○上野委員

総務省の繰出基準外の経費について補助金を支出することは可能ですか。

○財政課長

昨日ご答弁いたしました上水道事業費に関する内容と重複いたしますけれども、下水道事業会計補助金につきましても、繰出基準内で行われるのが好ましいものですが、下水道事業会計の状況や料金負担等の事情から繰出基準外の経費について、下水道事業会計補助金を支出している団体もありますので、不可能ではないと認識しているところでございます。

○上野委員

再度ですけれども、今年度示された財政見通しは厳しい財政状況ですが、この公共施設の老朽化対策等の必要性については、下水道についても当てはまると思っておりますが、下水道事業会計補助金は財政見通しにどのように反映されておるのでしょうか。

○財政課長

下水道事業会計補助金につきましては、平成29年度決算見込額に基づいて試算を行っておりますので、財政見通しには適切な額が反映されているものと認識しているところでございます。下水道事業におけます施設の老朽化対策に関する経費につきましては、水道事業会計の場合と同様に、繰出基準外の補助金支出も可能ではございます。水道事業会計補助金の答弁と重複いたしますけれども、普通会計においても、財政状況は大変厳しい状況でございますので、料金負担の影響等、企業局と十分に協議をしながら、下水道事業会計補助金につきましても、

水道事業会計補助金と同様に慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

○上野委員

ありがとうございます。代表質問とかぶるんですが確認させてください。6年後に耐用年数を迎える終末処理場の改修、これ、やますると110億円にも達する事業となる可能性もあるわけですが、この事業については財政見直しには反映されていないという認識でよろしかったでしょうか。

○財政課長

代表質問で答弁させていただいた分と重複になりますけれども、財政見直しに反映されていない部分につきましては、公営企業会計の一部事務組合で予算化されております下水道事業、それから清掃工場等ございますけれども、特に企業会計の分につきましては、整備計画期間、それから事業費が示されておられませんので、財政見直しには反映していないところでございます。

○委員長

次に193ページ、下水道費、浸水対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

193ページ、浸水対策事業費、庄司川調整池整備事業、追加資料78ページになります。まず、柳橋地区の浸水被害の実情や地域の声をどう把握しているかお尋ねします。

○土木建設課長

答弁の前に、資料要求により提出しておりました資料に誤りがございましたので訂正をさせていただきますと思います。

要求資料78ページ、「庄司川調整池整備事業の概要及び地元関係者、国や県との協議の過程において」につきまして、協議過程の最終行でございます。平成29年3月29日となっておりますが、3月27日の誤りでございましたので、訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます。申しわけありません。

それでは、庄司川の流域の被害状の実情につきましては、平成15年7月19日、平成21年7月24日、平成22年7月14日の豪雨により、柳橋及び津島地区を中心に大きな浸水被害に見舞われております。特に柳橋地区では生活道路であります公民館前の市道、幸袋鯉田線が冠水しやすく、日常生活に大きな支障を及ぼしていることから、対策が必要であることを認識しておるところでございます。

○委員長

川上委員にお知らせいたします。質疑時間が5分を切っておりますので、よろしくお願いたします。

○川上委員

この地域はなぜ浸水するのか、今回事業で何をするのか、どうしようと考えているか、お尋ねします。

○土木建設課長

この地域の浸水特性につきましては、下流の国土交通省が管理します庄司川排水機場から2.6キロメートルは県管理の一级河川庄司川となっておりますが、河川断面が不足する状況で、特に柳橋橋から上流1キロメートルの区間は河川の断面不足が大きく、堤防高も低いことから稼働から溢水し、柳橋地区に浸水被害をもたらしております。また、激しい雨が続きますと遠賀川の水位が上昇し、庄司川排水機場により、強制排水しますがポンプ能力を超える雨が続きますと浸水被害が拡大する状況となっております。このような状況を踏まえ、福岡県と飯塚市において浸水対策に取り組んでいるところでございます。

まず、福岡県の取り組みといたしまして、河道から溢水を防止する対策として、庄司川橋から津島橋までの1400メートルを対象とする河川整備計画を策定しておりまして、平成22

年度より事業が開始され、現在は最下流の庄司川橋の架けかえに向けた取り組みが行われており、最終的に整備が完了いたしますと、浸水被害はかなり低減できる見込みとなっております。

次に、本市の取り組みにつきましては、これら平成23年度から防衛庁の周辺環境整備事業による庄司川流域調整池整備について、九州防衛局と協議を開始し、平成25年度及び平成26年度に要望書を提出する等取り組みを行ってまいりましたが、全体流域に占める飯塚駐屯地の面積の比率が小さく、費用対効果等の課題がありますことから、県の河川事業の効果及び地形等を勘案し、新たに考えられます浸水対策を抽出し、比較検討を行い、事業性及び費用対効果にすぐれた対策を検討するために今回委託を実施するものでございます。

○委員長

同じく193ページ、下水道費、浸水対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書193ページ、浸水対策事業費、熊添川調整池整備事業、追加資料79ページになります。浸水の要因等、この川の特性及び2万トン規模の調整池の必要についての把握をお尋ねします。

○土木建設課長

熊添川は、最下流に国土交通省が管理します菰田排水機場を有し、下流1.2キロメートルは、県管理の一級河川熊添川でございます。上流1.6キロメートルが市管理の準用河川となっております。熊添川における浸水の特性については、当該流域には、下流の飯塚駅の南西側、国道201号バイパスに隣接する忠隈地区、穂波総合運動場の北側の3カ所の浸水地区があり、いずれも河川断面の不足による溢水が生じ、地形的に低地となっている地区に被害が集中して発生しております。浸水対策といたしましては、国土交通省管理の菰田排水機場では、平成22年度に排水能力15トン毎秒から、20トン毎秒に増強され、昭和46年度に設置されました2台のポンプの更新が今年度中に完了の予定となっております。また、福岡県では、県管理区間1.2キロメートルにおいて河川の改修事業に着手し、橋梁3橋の架けかえ及び河川断面の拡幅が計画されており、現在は蓼原橋の架けかえが行われております。これらの対策により、下流の飯塚駅南西側の浸水は大幅に軽減されることとなります。また、上流2カ所の浸水対策につきましては、本来は市管理の準用河川を拡幅することが望ましいところではございますが、家屋が隣接し、多くの橋梁やJRの軌道横断もあることから、事業化には相当な時間と費用を要することとなります。そのため現況の河川断面に応じて流出量を抑制することができる調整池による対策が有効であり、浸水箇所の上流部に位置する穂波総合運動場の東側に調整池を計画し、浸水被害の軽減を図るものでございます。

○川上委員

今回、土地取得に当たり、赤坂地区調整池建設の失敗から学んで何を生かそうとしているか、お尋ねします。

○土木建設課長

赤坂調整池につきましては、十分な調査ができていなかったというふうなことで、今回の土地取得に当たりましては、まず有害物質特定施設がなかったことを県に確認し、また、土地利用の状況、地盤の状況についてはボーリング調査、土壌汚染の有無につきましては土壌調査を行い、これは地権者の協力を得ながら事前に調査をいたしております。このようなことから、この計画地は適正な土地であることを確認しております。今後は、適正な価格での取得となるよう土地鑑定評価を行い、財産管理審議会の答申に基づいた取得を行うとともに、工事着工に向けて土壌汚染対策法を順守した手続を確実に行ってまいりたいと思っております。

○川上委員

この土地の所有者5人はどなたですか。

○土木建設課長

持ち主のお名前等は言うことはできませんけども、3名の方が飯塚市内に居住、2名の方が嘉麻市の居住者となっております。

○川上委員

それはいつ調べましたか。

○土木建設課長

そのことにつきましては、登記簿等につきまして調査を行っております。確認いたしましたのは、平成27年5月26日及び平成28年6月11日に登記簿等を取り寄せまして確認をしたところでございます。

○川上委員

この事業が持ち上がって以降、所有者が変わっていないのか、所有権移転請求権の仮登記や転売の動きについては把握していますか。

○土木建設課長

この登記簿に基づきました所有者との説明関係の折衝を行っておりますので、所有者は変わっておりません。また、全ての土地につきましては、抵当権等の設定はされていないことを確認しております。

○委員長

同じく193ページ、下水道費、浸水対策事業費について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

取り下げます。

○委員長

わかりました。同じく193ページ、下水道費、浸水対策事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

ご紹介があった事業、3億6387万5千円についてお伺いをいたします。浸水対策事業ですが、さきの財政見通しでは、平成31年度以降毎年6億円の事業費が見込まれておりますが、実際に事業計画として織り込まれておるのでしょうか。

○土木建設課長

浸水対策事業につきましては、飯塚市防災・浸水対策基本計画に基づき、平成23年度から短期期事業に着手し、現在は、中期事業に取り組んでいるところでございます。本事業は、基本計画に基づき実施しており、単年度ごとの査定ではございますが、財政見通しで示されております事業費の範囲内で事業の進捗を図っているところでございます。

○上野委員

第2次飯塚市総合計画において、災害に強いまちづくりを推進することが掲げられております。浸水対策事業はその根拠をなす重要な事業でありますし、早期対応が望まれるものです。財政見通しがいかに厳しいものであったとしても、市民の生命と財産を守る浸水対策事業がけっして縮小されることなく確実に事業の進捗が図れるように強く要望しておきます。

○委員長

次に197ページ、住宅建設費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

197ページ、住宅建設費についてお伺いをいたします。この住宅の建てかえ改善等は、飯塚市が平成24年3月に作成された公営住宅等々、長寿命化計画に基づき計画的に実施されておると思いますが、24年から平成33年の間の10年間に建てかえる団地として6棟上がっております。相田、片島、長楽寺、道祖、赤坂、新町西ですが、このうちいくつかの団地が完成して、

いくつに今手がけられておるのか教えてください。

○住宅政策課長

平成24年3月に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、建てかえが完了もしくは今手がけておる団地につきましては、2カ所ございます。そのうち筑穂地区の長楽寺住宅3棟目の建設を行っております、30年度に完了する予定でございます。

○上野委員

2カ所は長楽寺と、もう1つはどちらですか。

○住宅政策課長

川島住宅でございます。

○上野委員

本年度予算で、相田公営住宅の建替事業費があがっておりますが、これについては今後どのようなようになっていくのでしょうか。

○住宅政策課長

本年度、相田団地の建てかえの事業につきまして、相田公園を建設する予定地の一部として、公園の代替地として、県営相田団地跡地を今度取得しております。現在、ご審議していただいている平成30年度予算には、団地敷の測量費用を計上いたしております。今後、計画を見据えまして、随時できることから、今後、建てかえ事業になるべく円滑に着手できるよう、事前にできることから今後行ってまいりたいと考えております。

○上野委員

測量費が上がっているわけですが、建設の設計と、実際に建設着手予定はどのようになっていますか。

○住宅政策課長

現在、確定ではございませんけれども、平成31年度、32年度にかけまして、基本設計、それから造成等の実施設計を行いたいというふうに考えております。33年度以降の建設につきましては、まだ事業費等が確定しておりませんので、まだ未確定でございます。

○上野委員

事業費が確定してないということですが、近々に完成する予定の長楽寺と比較して、その規模はどのようになりますか。

○住宅政策課長

長楽寺住宅と比較というよりも、今、長寿命化計画では、1戸あたり住宅を建設する際に、1500万円ほどの、建物だけで費用がかかるというふうに見込んでおります。仮に相田団地を建てかえる場合につきましては、現在250戸ございますけれども、入居の方が大体150戸ということになっておりますので、同数を建設した場合、建設費だけで22億5千万円の工事費が見込まれますし、これに造成工事、外構工事、調整池その他工事を含めると、おおむねではございますけれども40億円ぐらいの費用がかかるのではないかと推察いたしております。

○上野委員

財政課にお聞きします。その今の40億円の金額は財政見通しに反映されておりますか。

○財政課長

財政見通しには反映はしておりません。

○上野委員

平成24年に飯塚市がみずから作成されている長寿命化計画です。この中では、飯塚市の公営団地71の団地のうち15棟を建てかえするという計画です。しかも10年間、平成33年までに6棟は建てかえますよというスケジュールが出てるんですよ。実際に建てかえられたの

は、次年度完成する長楽寺を含めて2棟です。なぜ残りの4棟は手をつけられないんですか。計画どおりに進められないんですかね。

○住宅政策課長

今、委員申されますように、平成24年3月策定時の建てかえスケジュールにおきましては、各地区6カ所の町営住宅の建てかえを、33年までということにはなりますけれども、計画しておりましたが、現行、今2カ所しか建てかえができてないのは事実でございますけれども、仮に相田住宅を建てかえる計画を、今、所管課としては持っておりますけれども、この計画に基づきまして建てかえをするのであれば、現地建てかえが原則でございます。現地建てかえで、先ほど申しました公園を県有地に移転をしまして、公園跡地に1棟目を建てます。その後、おおむね4棟を建てなければならなくなりまして、それに要する期間、費用が高額で長期にわたりますことから、今、所管課と協議をしながら、今後、見直してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いますようよろしくお願いいたします。

○上野委員

所管課としてはそうだと思うんですよ。この24年につくられた長寿命化計画の中で、耐用年数がこの時点で経過している住宅の数が何棟ですか、これ。370棟ほど、この時点であるんですよ、平成23年度時点で。これから耐用年数が経過しているものがまだまだふえてると思うんですけども、これらの住宅の、耐用年数が過ぎた住宅への対応は全てされてあるんですかね。

○住宅政策課長

耐用年数を経過している住宅につきましては、個別に改修、修繕を行っておりますし、補助金を活用した改善、修理も行ってございますけれども、全て手がけられているという状況では、残念ながらございません。

○上野委員

公営住宅で耐用年数が過ぎている住宅にまず先に対応しないといけないんじゃないかなというふうに私は思います。今の所管課からご紹介があった相田団地だけでも約40億円、財政見通しに反映されてないということなんですけども、10年後、反映されなくても財調、減債基金は19億円になるわけですよ。この状況で、この10年間に相田団地の建てかえをする費用は拠出できるんでしょうか。財政課にお聞きします。

○財政課長

公営住宅の整備につきましては、財政見通しに、質問委員言われますように、見通しには反映しておりませんが、公営住宅の整備につきましては、財源構成といたしましては、現在のところ社会資本整備総合交付金、これは45%の交付金がございます。それ以外の分につきまして起債が100%当たるというところで、イニシャルコストとしては当該年度的にはダメージはございませんけれども、将来的には公債費の返還というところが財政的な負担になります。住宅使用料等も充当しながら検討していきたいというふうに思っております。

○上野委員

よくわかるんですよ。借金するということですよ。10年後の減債基金と、財調はもうゼロになってると思うんですけど、19億円しかないんですよ。減債基金は本来将来の負債を払うために積み立てておくものでしょう。それまでは手をつけても10年後、19億円しか残ってないんですよ。今、相田団地のことだけしかお聞きしてませんが、そのほかにも建てかえなければいけないというふうなスケジュールのものが12棟あるわけですよ、12棟。これらも全て財政見通しには反映されてないと思うんですけども、それを確認させていただいていいですか。端的で結構です。相田団地の建てかえ費用は入っていない。あなた方が24年につくられた計画の中では、残り12棟の建てかえをするというふうには書いてあるんですけども、これらの建

てかえ費用についても財政見直しには反映されていないですよ。端的で結構です。

○財政課長

反映しておりません。

○行政経営部長

ただいま財政課長が説明いたしましたが、起債して公債費、この部分については住宅使用料でまかなっていくというのが住宅の組み立てでございます。そういうことで、基本的には持ち出しがほとんどない形でやっていくというのが住宅の考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○上野委員

ありがとうございます。それは財政には影響がないということなんですよ、今言われているのは。

○行政経営部長

そのとおりでございます。

○上野委員

じゃあ、計画どおり建ててくださいよ。自分たちがつくった計画ですよ。計画どおりつくりますね、じゃあ。

○行政経営部長

今、長楽寺をやっておりますけど、一度に全て取りかかりますと、これは人力的な問題もありますし、そういった中で、なかなか大きいプロジェクトをやりますと対応ができないものもありますので、できる限り、議員が言われますようにやっていきたいというふうには思っております。

○上野委員

担当課にお聞きします。33年までに建てようとしている団地、残り4棟、これについての担当課としての建築スケジュールはお持ちですか。

○住宅政策課長

今、委員申されます4カ所の市営住宅の建てかえにつきまして、スケジュールはまだ組んでおりません。

○上野委員

飯塚市としても、どんどん今、合併特例債なんかで建てかえ事業が、建てかえというか、交流センターの建てかえ等いろいろ仕事がありますよね。地元の建設業者さんのためにもね、せめて相田団地については、来年事業着手、その他の団地についても、1年ごとに建築スケジュールをつくると。これは可能ですか。

○住宅政策課長

今、委員申されますようなスケジュールにつきましては、当面の目的といいますか、事業の関係で、相田を重点的に今考えておる状況でして、相田団地に着手いたしますと、予定では4棟、1棟建てるとに3年から4年かかるというふうに推察しております、それを考えますと非常にほかの、仮に相田団地に着手した場合、人的にもほかの住宅に着手することは非常に難しい状況ではないかというふうに考えております。

○上野委員

この計画と矛盾しますよ。10年間で6棟建てかえる計画なんですよ。あなたたちが作ってるんですよ。これが可能であれば、今の答弁はないと思いますけど、答弁訂正しなくていいですか。

○住宅政策課長

長寿命化計画につきましては、今現在、見直しも行っておりますし、できたところ、できな

かったところを踏まえまして、できるだけ計画に沿った方向では考えていきたいというふうに思っております。

○上野委員

この計画をつくるのにもきちんと基本があったと思うんですね。できる、できないというのはきちんと調べられてつくられていると思うので、最低でも2つの団地は一緒に手がけられますよ。後期の5年を見ると、5つの団地を手がけることになってるんですよ。ですよ。財政課、今、担当課がスケジュールをつくるとしますので、来年は相田の設計計画、毎年出されてこれらだと思いますが、必ずこれ対応していただけますね。

○行政経営部長

まず、予算のヒアリング前に実施計画の査定作業をやりませうけども、担当課の要求を見まして、十分にスケジュールとか、そういうものを可能かどうかというのは、当然私たちが見ておりますので、そういうことを十分ヒアリングをしながら進めていきたいというふうに思っています。

○委員長

次に201ページ、災害対策費、防災事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

災害対策費、防災事業費、ハザードマップ作成業務についてお聞きします。こちらの作成業務の、まず内容につきましてお示しいただけますか。

○防災安全課長

今回のハザードマップ作成業務委託料につきましては、水防法において洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川がはんらんした場合に浸水が想定される区域や避難場所等を印刷物により配布する等、必要な措置を講じなければならないと規定されており、本市では浸水想定ハザードマップを平成21年3月に作成し、公表しているところであります。

平成27年5月には、多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水や内水等にかかる浸水想定区域制度への拡充等の措置を講ずるため、水防法が改正され、平成28年5月には、国土交通省遠賀川河川事務所が想定最大規模の豪雨を想定した洪水浸水想定区域図を公表いたしました。この区域図は県管理河川の氾濫については考慮されていないため、同じような想定で作成するよう強く要望しておりました。

現在、福岡県が水位周知河川において洪水浸水想定区域図を公表することとして作業を進めており、この国と県のデータに基づいた本市の新たな浸水想定ハザードマップを作成、周知し、災害発生前に市民の方々に確認していただき、活用していただきたいと考えております。

○永末委員

私もこのハザードマップがあるということは認識しておるんですが、ただ一般の市民の方が実際どれだけこのマップの存在を知っていらっしゃるかって、実際に例えばご自宅の周りであるとか、地区のほうで浸水の危険性がある、可能性がある地区があるというのを認識されてるんだろうかというところはちょっと疑念に思う部分がございます。ですので、作成されるということで、それに対してはいろいろ状況も変わってきてますので、その部分を反映してやっていただくのは当然だと思うんですが、やはり周知されて初めて作成する意味があると思いますので、ここに関して、市民に対する周知を現在どのように行っているのか、お答えいただけますか。

○防災安全課長

周知方法につきましては、今現在作成しているハザードマップは全戸配布をいたしまして、また地域の公民館等にも貼っていただくようお願いをしておりますけど、現在貼ってあるところ、また家庭にあるところ、そういうところは少なくなってきたのが現状だと思ってお

ります。また現在も市のホームページには公表しております、問い合わせがあった際にはそういうところを案内しているところです。

今後の周知方法としましては、前回と同様、全戸配布、ホームページの公表はもとより、SNS等での周知も考えているところです。しかし、その場限りになっても活用がなかなか難しいかと思いますので、自治会等の防災研修において、改正する際にはそのハザードマップを使いながら、その地域地域にあった避難経路等のマップづくり等に活用しながら、このハザードマップを活用していただきたいということで周知していきたいと考えております。

○永末委員

ホームページで公表されてるということだったんですが、今、SNSをされていますよね、フェイスブックを新しく。その分での周知も当然していただきたいと思うんですが、やはり13万人弱いる本自治体ですので、こちらに関してはやはり可能であれば、全市民の方に共通で認識していただくというのが理想だと思いますので、やはりSNSで届かない部分がどうしても出てきますので、そこら辺の措置、今、自治会のお話も出ましたけども、防災研修、どこでも行っているかという、それをここまでやれてない自治会とかっていうのもあるかと思えますので、例えば提案ですが、今、総会の時期になってくるかと思えます、各自治会の。その場で行政協力員、自治会長さんのほうとかに例えば依頼されて、こういう防災のマップとかも新しくでき上がるので、しっかりと確認していただきたいということをひとこと、例えばその場で言うていただくようなことでもすれば、周知の広がり方というのもだいぶ違ってくると思うので、そういったお金のかからない工夫というのを少ししっかり考えていただいて、実践していただきたいということを要望しまして質問終わります。

○委員長

次に、202ページ、防災対策費、防災事業費について上野委員の質疑を許します。

○上野委員

同じく浸水想定ハザードマップ作成業務委託料についてお伺いをいたします。最大規模の降雨を想定をするということですが、具体的にどのくらいの降雨量を見込まれてあるのでしょうか。

○防災安全課長

現在、国土交通省遠賀川河川事務所が想定しているものが12時間592ミリの降雨を想定したものを作成しております。また、県もそれと同規模のもので今、作成されているところですので、同じような規模でのものになるというに考えております。

○上野委員

そのような大規模な降雨を想定したハザードマップということですが、平成15年の被災以降実施されてきた浸水対策事業の効果を加味したとしても、現在のハザードマップよりも浸水想定区域が広がるのが当然考えられると思います。そのような結果になった場合、風水害時には指定できない避難所が出てくるのではないかと思います、どのようなお考えでしょうか。

○防災安全課長

質問委員言われますように、新たなハザードマップは浸水想定区域が広がることは十分に考えられ、風水害時の避難所はその区域外の建物を指定することが望ましいと考えます。しかし、本市の中心部分を一級河川が流れている地理的状況等を鑑みますと、その区域外の場所は、人口密集地から遠方となる地域が多く、また、避難所に適した建物が少ない等の課題があります。風水害時の避難所は台風接近時等は自主避難として事前に避難される方も多く、避難所の利用はあまり雨の降っていないときから豪雨時まで降水量の状況もかなり差があるのが現状であり、現在の避難所も現ハザードマップの浸水想定区域内に立地している建物も指定しているところでもあります。しかし、当然浸水する可能性は高く、代替施設の検討は地元等とも協議を行

ってまいりますが、継続して浸水想定区域内の施設を避難所として指定し、その施設に避難する場合は周辺の状況や今後の気象予報等を確認しながら、市の対策本部において判断を行い、危険が迫る前に安全な避難所への移動や、2階建て以上の建物であれば高層階への移動等の指示を的確に行っていくことにしています。また、浸水想定区域に指定せざるを得ない避難所につきましては、備蓄品の常備等の事前対応を考えているところです。

○上野委員

非常に避難所については苦しい現状になってくると思うんです。新しいハザードマップができると。浸水対策事業については、毎年6億円の予算計上が見込まれていることは先ほど確認させていただきましたが、このハザードマップの見直しに伴って、さらなる浸水対策事業の必要性が認識される可能性が、私はあると思うんですけど、そのような可能性はありますか。

○防災安全課長

今回のハザードマップの作成の目的としましては、今現状での浸水対策での上で、雨が最大想定をしたところでどのくらい浸水するかというところを示すものであります。今現在よりも雨の降水量を多くした想定での、浸水区域が広がることで浸水対策事業を即やるというふうには、直結するというふうには、原課としては考えてはいません。

○上野委員

すぐやる、やらないじゃなくて、今予定されている浸水対策事業に加えて、より強固な浸水対策事業が必要になるのではないかというふうにお聞きしたんですが、私はそう思っていますので、そのことを申し述べて質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書171ページ、大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金についてお尋ねをいたします。この予算特別委員会に提供された経済誌「ふくおか経済」9月号に掲載されているが、片峯市長は飯塚市長の立場で、株式会社ティーティーエス企画の野見山俊之代表取締役と対談し、太陽光発電事業にかかわって、野見山社長を信じてどんどん協力していきたいと述べ、私がさきの一般質問で不適切だと繰り返し指摘をしたが、撤回しないと答弁しました。この会社は、この補助金を受ける資格要件に該当するかお尋ねします。

○環境整備課長

大規模太陽光発電設備設置費促進補助金の対象につきましては、太陽電池モジュールの最大計画出力の合計値とパワーコンディショナーの計画出力のいずれかの値が千キロワット以上で、平成25年度以降に固定資産税が課される大規模太陽光発電設備を設置したものであること。それから、平成28年3月31日までに新たに大規模太陽光発電設備を設置し、地方税法附則第15条第33項における軽減措置が適用された設備を有し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第3項に規定する特定供給者として再生可能エネルギー電気を供給する者等となっております。質問者が言われます企業が設置された太陽光発電設備がこの要件が当てはまれば、当該補助金の対象になります。

○川上委員

本市と利害関係のあるこの一私企業に対し、片峯市長は今後、市民の財産を使ってどういう協力をどのような形でするつもりなのか伺います。

○市長

太陽光発電の設置に協力すると言ったようなつもりは毛頭、まずはございません。今回、今、質問者がおっしゃっているような企業にかかわらず、地元企業が、地元の経済の活性化、そして若者の雇用促進に資するために、しっかりと事業をやりたいということであれば、何ができ

るかと言われましたら、具体的に思い浮かばないんですが、市としてもそのような企業や中小企業の団体等について、積極的にその活性化のための後押しはしていきたいと考えております。

○川上委員

御承知と思うけども、太陽光発電というのは無人で動いていくから雇用効果はほとんどないんですよ。地元自治会も市議会も中止を求めている白旗山メガソーラー開発について、岡山市の光南溶工が5400万円上乗せして一条工務店から買収した土地は、同じく岡山市の瀬戸内興建が昨年12月15日に売買予約をし、所有権移転の請求権仮登記しています。また、悠悠ホームの土地は3月9日、茨城県つくば市に本社があり、代表社員を地元で遊技業協会理事長の経験のある遊技業者が、共同代表の一人を務めるノーバルホールディングスとする資本金100万円の合同会社ノーバルテクノロジーが買収しています。3月9日、先週の金曜日です。市長はこのティーティーエス企画のほかに、飯塚市のためになると言われてどんどん協力するというような約束をほかにしていないか、お尋ねします。

○市長

まずはそのようなお約束をしておりませんし、私、昨年、住民の生活環境を脅かし、不安を与えるような事業であれば、市長として、そのことは住民の皆さんと一緒に望ましくないという考えを述べ、声明をいたしました。その考えに変わりはありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。質疑はないようですから「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までについて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 11:00

○委員長

委員会を再開いたします。

次に、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までの質疑を許します。初めに質疑通告されております206ページ、事務局費、その他の事務局費について、上野委員からは取り下げがっておりますので、次に208ページ、事務局費、学力向上推進事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

208ページ、事務局費、学力向上推進事業費の学力向上推進講師謝礼金について、お尋ねいたします。この中で学力向上推進謝礼金が、125万円が計上されていますが、その内訳をお尋ねいたします。

○学校教育課長

学力向上推進謝礼金につきまして、まず、徹底反復学習講師謝礼金といたしまして、学力向上研修会小中学校分各12万円及び事業診断小中学校分12万円で、計48万円となっております。

次に、協調学習講師謝礼金といたしましては、学力向上研修会における1回分の講師謝金として12万円。飯塚市学力向上アドバイザーによります事業診断、これは4回分になりますが48万円。研究協力校講師謝礼金として5万円。協調学習講習会、これフォーラムでございますが、この講師料として12万円の計65万円となっております。また、学力向上フォーラムの講師謝礼金といたしまして12万円となっております、合計で125万円となっております。

○勝田委員

これはつまり、この予算は、徹底反復学習と協調学習及び学力向上教育フォーラム、そういった講師謝金ということでもいいわけですね。

では、もう一点お尋ねいたします。飯塚市学力向上アドバイザーの取り組み内容とその成果、及び協調学習エキスパート教員養成の取り組み内容とその成果についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

飯塚市学力向上アドバイザーは、学力向上モデル校への指導助言や学力向上コーディネーター教員養成対象の研修会の講師の役割を担っております。

学力向上モデル校は小学校2校、中学校2校を指定し、徹底反復学習等について、その提唱者であります蔭山英男氏等から直接の指導を通して、児童生徒の基礎基本の確実な定着等に取り組んでおるところでございます。

次に、協調学習エキスパート教員養成の取り組みといたしましては、東京大学C o R E F主催の研修会等に参加させる等し、協調学習エキスパート教員を育成しております。

このように養成しました教員は、市内小中学校等において実施される協調学習の研修会や、また、学校で行われる研究授業等で指導、助言を行い、本市におけます協調学習を推進する役割を果たしているところでございます。

○勝田委員

飯塚市学力向上アドバイザーは、児童生徒の基礎基本の確実な定着等に寄与しているということですね。それから、協調学習エキスパート教員養成、これは市内における協調学習の研修会、研究等で指導、助言を含めて、本市における協調学習を推進、そういったもので役割をしっかりと出しているということでもいいわけですね。詳しい内容については、後の教育振興費の学力向上推進事業のところでもわたくし質問いたしたいと思っておりますので、これはここで質問を終わりたいと思っております。

○委員長

次に210ページ、人権同和教育費、人権同和啓発事業委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書210ページ、人権同和啓発事業委託料、来年度予算で4908万円にまで膨れ上がっているわけですがけれども、委託先はどのように選んでいるのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

この選定理由につきましては、人権問題を熟知し、かつ啓発業務のノウハウを持っている市内業者になりますので、今の業者と契約をしております。

○川上委員

選定方法を聞いております。

○人権・同和政策課長

今説明しました業者が1者しかいませんので、随意契約をしております。

○川上委員

人権ネットいづか、本市発足以来ずっとそこですか。

○人権・同和政策課長

委員おっしゃるとおりです。

○川上委員

13年間、予算ベースで委託料の合計は幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

すいません、ちょっと確認ですけど、合併後から平成30年まででよろしいですか。予算ベースで約4億5407万円となります。

○川上委員

部落解放同盟に対する補助金が4億2千万円ですから、同じく部落解放同盟がつくったNP

○ですから、予算ベースで新市発足後8億7千万円が部落開放同盟及びその同調者に、あなた方が渡したということになりますけど、この8億7千万円の数字、確認できますか。

○人権・同和政策課長

今説明したとおりで、確認して出しております。

○川上委員

この事業はいつまで続けるつもりですか。

○人権・同和政策課長

人権・同和問題が解決するまで続けます。

○川上委員

教育長、これはいつまでになるんですか。

○市民協働部長

先ほど担当課長が説明しましたように、この人権問題そのものの解決までということしか今のところ答弁しようはございませんけれども、総合計画にもうたっておりますように、人権のまちづくりというのをうたっております。

この啓発事業につきましては、今はいろいろな差別問題、人権問題等が発生しておりますけれども、人権事象が多様化しておりますので、大きく減少するというようなことはないと思っておりますので、しばらくは継続するような形での事業展開をする予定でございます。

○川上委員

市長も教育長も考えてもらいたいんだけど、これは人の心の中に入っていき事業なんですよ。人の心は、今言われたようなことでは啓発とか上から目線の事業でやれるんですか。やれないでしょう。福岡県とか、それから飯塚市がこれまで言ってきた論理、あるいは部落解放同盟が言っている論理から言えば、この事業は永遠に続けなければなりませんよ。憲法に違反して、国民の内心の自由まで侵しかねない事業を、新市発足後だけでも解放同盟の補助金入れて8億7千万円をかけている。常識で考えてみて、この内心の自由を侵しかねない事業に5千万円もかけられるはずがないでしょう。未来永劫みたいなことでこの予算を計上、しかも特定団体と幹部に渡し続けているわけですよ。こういうやり方は、ただちにやめるべきだと思うけど、市長、答弁求めます。

○市長

一昨年来、さまざまな差別、人権問題に関する国のほうからの法整備もあり、これが地方自治体の責務であるということをご個別法の中でも制定されたところでございます。そのような背景もあり、また、先ほど担当部長が言いましたような現状もありますので、人権尊重のまちづくりを進める観点から、継続して取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

川上委員にお知らせいたします。質疑時間がもうなくなりましたので、本特別委員会の質疑時間は、議員一人当たり50分と定めておりますので、最後の質疑としてまとめていただきますようお願いいたします。

○川上委員

このほど国でとんでもない法律がつくられて、それによって、県あるいは市町村がそれに従わされるような傾向があつて、今回も条例改正が出たりしてるんだけど、先ほどから指摘したような不公正で内心の自由を侵しかねない事業、そういうことに莫大な税金を投入してるわけですよ。この現状に対して、未来永劫続けていこうというような内容の法律が整備されているわけですよ。こんなことを未来永劫続けていいんですか。これはどこかで見直して、やめないといけない。私は、今がそれをやめるときだと思う。事業内容もでたらめだし、それから、業者の選定とかいうのも、業者じゃないでしょ、部落解放同盟そのものじゃないですか。

こういうのをこれから先も続けていこうというようなことは、もうただちにやめてもらいたい。予算削除を重ねて求めたいと思う。答弁を求めます。

○市民協働部長

先ほども答弁させていただきましたけども、人権問題にかかわる問題につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、いろいろな法律の制定される中で、今後、重点的に進めていかなければならない事業と考えておりますので、今、質問委員が言われますけれども、今後も継続して資する事業というふうに考えております。

もう一点、業者の問題を言われますけれども、現在そこの委託をする事業者としては、「NPO法人人権ネットいづか」しかないことから、市としましてはこの業者に選定しておるわけございまして、業者の選定につきましては、いろいろ今後も展開もあろうかと思っておりますけれども、我々として、今後も人権のまちづくりを進めていく上で重要な施策としてこの予算を計上させていただいております。

○委員長

次に、212ページ及び221ページ、学校管理費、学校施設管理事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

212ページ、221ページの学校管理費、学校施設管理事業費のエレベーター保守点検委託料についてお尋ねいたします。この委託料が小学校で518万4千円、中学校で437万4千円が予算化されていますが、その説明をお願いいたします。

○教育総務課長

小学校15校、中学校10校の合計25校で保守点検をすることとしております。毎月実施する定期点検と、年に1回実施の定期検査を実施することとしております。

○勝田委員

小中学校合わせて25校ということで、高田小学校みたいに平屋建て、つまり1階しかないところは当然エレベーターを設置する必要はないと思うわけですが、本市でエレベーターが設置されている学校は、市内の小中学校ではどこの学校になりますか。

○教育総務課長

小学校では、八木山、内野、大分、高田を除く15校、中学校では小中一貫校飯塚鎮西校及び穂波東校の来年度開校によりまして全校10校で設置となります。

○勝田委員

恐らく大分小学校については大規模工事の中で設置をするということですね。

現在、市内の学校においては、高齢者を含めた方々を学校等に招いて、学習ボランティアだとか、環境ボランティア等の支援をしていただいている現状があると思うわけです。さらには、熟年者マナビ塾等で月に何度か定期的な学習をされている、そういった実態もあります。したがって、各小中学校の教育環境整備を充実させ、そして、訪問者や利用者にとって利便性の高い教育環境整備にぜひ努めていただきたいと思います。またあわせて、エレベーターの保守点検を実施する際には、基本的に子どもが通常はいるわけですね。でも恐らく夏休み等を利用してされる場合もあると思いますが、保守点検を実施する際にはくれぐれも安全に留意して、事故や損壊等のないように、これはもう充分重ねてお願いしておきますのでよろしく願いしております。この質問を終わります。

○委員長

次に、214ページ及び222ページ、学校管理費、その他の学校管理費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

214ページ並びに222ページと書いております。というのが当初予算資料のほうではこのような表記になっておりました。実際の予算書では215ページの校用備品費のほうになるかと思うんですが、予算資料で言うと教職員用情報機器管理費で、校務用PCをタブレット、キーボード付きに更新をするという予算が上がっております。小学校で100台、中学校で56台と数としてもかなりあるわけですが、こちらの置きかえについて、なぜタブレットPCを選んだのか、その点についてまずご案内いただけますか。

○学校教育課長

今回、教職員用パソコンをタブレット型に選んだ理由でございますけれども、まず、従来は教職員パソコンはノート型で整備をしておりました。ですから、職員室で使って、その用途も限定的なものでございました。しかしながら、近年の急速なICT教育の進展に伴いまして、例えば電子黒板を活用した授業であるとか、プログラミング教育であるとか、こういったものが求められる中、教師用のパソコンはこれまでのように職員室の中の事務作業だけでなく、教室での学習指導においてもその活用が必要となっております。そこで今回、順次リプレースの時期にあわせまして、教師用のパソコンをタブレット型のパソコンに置きかえていくように計画を進めているところでございます。

○江口委員

それでは、今度導入しようとしているタブレットPCなんですが、こちらの仕様というのはどのようなものになりますか。

○学校教育課長

今回置きかえるタブレット型パソコンの仕様につきましてですが、まず持ち運びのよさ、それから教室内における他の情報機器との接続の方法、それから既に研究指定校で導入済みのタブレット型パソコンの教員による操作感についての意見等を参考にしながら、大幅な変更によって教職員の負担増にならない、こういったことも考慮した上で仕様を定めてまいりました。例えば11.6型程度以上でウィンドウズを掲載する、メモリー4ギガバイト以上等の要件をその仕様として考えているところでございます。

○江口委員

もう研究指定校で購入しているとなると、おおよその価格というのはつかんでおられるんだと思います。研究指定校用の分を購入されたときの単価はどのくらいですか。

○学校教育課長

おおよそで10万3千円台ということで確認をしております。

○江口委員

予算もその程度というふうなことで、理解でよろしいですか。

○学校教育課長

失礼しました。これ先ほどの実際の落札額でございまして、予算的には14万円で、税込みでございますが、そのように想定しております。

○江口委員

このあたりの機器の値段というのは、どんどんどんどん変わるわけです。その調達の仕方でもまた変わるわけですね。このタブレット型PCでキーボード付きってあるんだけど、それが、キーボード付きなのか、それから分離型、タブレットPCにプラスで無線でつなげるキーボードをつけるような形にすると、また全然値段が変わってきたりするわけですね。ぜひその辺りに関しては、値段を下げる努力をしっかりとさせていただきたいと思うわけです。台数が結構あるわけですが、このタブレットPCの購入に関しては、どのような形で調達をされますか。小中一括でやるのか、それとも分けてやられるのか、その点をお聞かせください。

○学校教育課長

まず、先ほど14万円、税込みと言いましたが、税抜きの間違いでしたので訂正をさせていただきます。

ご質問のタブレット型の調達方法でございますが、分割発注の考え方も踏まえつつ、教職員の異動によって、その操作方法が変わることで教職員に負担がかからないようにということで、小学校と中学校に分けて指名競争の入札を行うことを考えております。

○江口委員

異動で仕様感が変わらないようにというのはわからなくはないんですが、それは仕様書で縛れるところですよ。もともとウィンドウズのパソコンなわけでしょう。

以前、学校のテレビ、デジタルテレビ、アナログからデジタルに変わったときにずらっと大量購入しましたよね。あのときは、かなり細分化して発注したと思うわけですが、その辺りはどうだったのか、おわかりになりますか。

○教育総務課長

当時のことについてはっきりお答えできないところでございます。

○江口委員

地区で分けて数多くの業者さんに入っていたいただいたわけですね。その調達の仕方一つで地域の業者を潤わせることができるわけですね。ぜひその点について考えていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

次に、同じく214ページ及び222ページ、学校管理費、小中学校間ネットワーク管理委託料について、江口委員の質疑許します。

○江口委員

学校管理費、小中学校間ネットワーク管理委託料についてお聞きいたします。まず、この再構築というふうな形で上がってはいるわけですが、この現在の小中学校間のネットワークの概要についてご案内ください。

○学校教育課長

現在の小中学校間のネットワークでございますが、市内全小中学校とe-ZUKAトライバレーセンターにありますデータセンターを結んでおりまして、これによって、教職員用のパソコンでのグループウェアやファイルサーバーの利用、また各学校のパソコン教室におけますフィルタリングやデータの管理、それからセキュリティ対策等に関しまして、校務系と学習系サーバ等を一元的に管理して、その効果的な運用を行っているものでございます。

○江口委員

現在のネットワークに関しては、その構築のときにどのぐらいかかって、ハード、ソフトを切り分けられると思うんですが、おおよそどれくらいの値段だったのかご案内いただけますか。

○学校教育課長

現在の小中学校間のネットワークにつきましては、平成25年度に構築しております。その構築費用といたしましては、合計2億1659万850円でございます。内訳といたしましては、設計金額に対しての落札額から推測いたしますと、各種サーバやルータ等のハード面の情報機器費用といたしまして約5472万円程度、グループウェアや各種システムライセンス、また、それらの設定作業等のいわゆるソフト面でのものといたしまして約1億6087万円程度と推測しております。ハード面、ソフト面の割合につきましては、ハード面が25%、ソフト面が約75%ということになっております。

○江口委員

この事業については資料のほうを出していただいて、追加資料の83ページ、84ページに事業の概要、それと予算額並びに機器構成を出していただいております。ここで書いてある

のは、要は今、平成26年から31年、来年度まで5年間やってあるんだけど、どうやらこれが来年度いっぱいある学校間ネットワークに関して、さらに1年半伸ばしたいという話なんです。これはなぜ延長っていうふうな形になるのか、まずそこからご案内いただけますか。

○学校教育課長

今回、現行のネットワークを延長する理由でございますが、まず第1の理由といたしましては、現行の学校ネットワーク間のいわゆる運用の保守期限が平成30年度末となっているところでございます。ですから、新たなシステムの構築か、現行システムの延長かということ、もうそこまでは決める必要がございます。

第2の理由といたしましては、急速な教育現場におけますICT教育の進展に伴いまして、より高いセキュリティの強化の必要性への課題の対応、また、校内Wi-Fiの整備もしくはセルラーモデルとの比較、検討といった課題等々、さまざまな課題に対応していく必要性がありますことから、保守可能な最大期限であります来年度末まで現行システムを延長することによって、より綿密な事業設計において、システム構築を図っていくということで判断いたしました。

すいません。訂正いたします。来年度末から18カ月の延長ということでございます。理由といたしましては、先ほど申しましたとおり、その期限が来ていることとICT教育の進展等、その他の課題に対する対応において、その延長期間におきまして、より綿密な事業設計を行っていくための延長ということでございます。

○江口委員

今から言うと丸一年あるわけなんです。なおかつ、今まで4年あったわけです。それなのに、次のネットワークの概要が決まってないっていうか、この段階ではまだ決まってなくていいと思うんですけど、あと1年で決められないっていうのはなぜなのでしょう。あと1年あったら、まだその間に仕様が決まるのではないかと思うんですが、何かその辺り特別な理由あるのでしょうか。本件の特殊性はあるのでしょうか。

○学校教育課長

この延長を選択した理由についてでございますが、今、質問委員が言われますとおり、この期限につきましては、平成31年の3月までとなっております。しかしながら、教育現場におきましては3、1年の4月からも滞ることなく、こういったシステムを使っての業務を円滑に遂行していく必要がございます。延命の場合におきましても、例えば耐用年数を超えた機器の入れかえをする等、最低限の機器の調達や、また設定作業が必要となり、これには数カ月を要することとなります。これらの理由から、より綿密な事業設計のためにも保守可能な最大期限であります18カ月間におきまして、現時点での延長を選択しまして新たなシステム再構築等に向けました調査、検討を行いながら、よりよいものを構築していきたいということで、そのようにいたしました。

○江口委員

今、機器の更新ないし設定に数カ月というお話ございました。果たしてそんなにかかるのかなと思うわけです。

ちょっと詳細についてお聞きいたしましょう。ネットワークの延長、今回約9千万円ぐらいの構築費用、また運用として1億円強が上がってるんですけど、その内訳、最初、今の現行のネットワークについてハードとソフト切り分けどのぐらいなのってお話お聞きしたんですが、今回はどのような感じで考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

このネットワーク延長に係ります費用につきましては、最低限のネットワーク機器における再調達の費用や、またソフトウェアライセンスの延長、またその設定にかかわる費用、そして

18カ月間の運用保守費用といたしまして、1億8500万円程度としております。

○江口委員

今、ハードとソフトどのくらいだよねっていうのが、お答えありましたっけ。

○学校教育課長

そのハード面の内訳についてでございますが、最低限のネットワーク機器の再調達といたしまして、現状から約3300万円程度になるということを想定しております。また、ソフト面につきましても、ハード面以外のソフトウェアライセンスの延長や再設定にかかわる費用となりますので、約4600万円程度になるということを想定しております。

○江口委員

最初の、5年前ぐらいですかね、平成25年に構築をしたときに機器類では約5500万円だったわけですよ。これ、どんな機器が入っているのかっていうのに関しては、84ページに資料を出していただいています。ここに書いてあるやつがズラッと入ってるわけですよ。この中で延長に丸がついてるやつね。一番最初の仮想基盤サーバ、2つ下の同じ仮想基盤サーバの監視用だったりとか、アクセス用スイッチ、コンソールドロワー、L2スイッチ等々、この延長がついてる部分に関しては基本的に今あるやつを使うんだよ、ないし右側のソフトウェアの種類、延長の分に関してはライセンスについてこのまま使うんだっていうふうな形だと思うんですが、そういう理解でいいのか。更改って書いてるものに関しては、そろそろ買いかえをやるよというふうなところでいいのかどうか、ご案内いただけますか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○江口委員

それでこれを見ると、当初が5500万円だったわけです。今度3300万円ぐらいかかるというわけですよ。延長って結構多いんですよ。これハードウェアですから、今ハードウェアの話ですので、左側だけです。延長は結構多いんですが、これはやはりこれだけかかるものなんですか。

○学校教育課長

この現在の部分が、先ほど説明させていただきましたが、平成25年度に構築したものでございますが、それから現在におきましては、先ほどから繰り返し説明させていただいておりますけれど、ICT機器の活用状況であるとか、いわば電子情報の使用による教育現場におきます保存するデータ量の大幅な増加等もありまして、それに対応する機器の更新も生じているところから、今回のような額になっております。

○江口委員

ぜひ金額をもう一遍精査していただきたいと思うんです。というのが、更改となってる分、上から2番目の仮想基盤サーバ、これに関してはある程度高額な機器っていうのはわかるんですけども、下のほうのセンタールータ以降、センタールータのRTX1200、今では廃番なので、これの後継機種が入ると思うんですけど、十数万円からもう少しっていうところですよ。次の拠点ルータに関してはもう10万円切るくらい。アクセスポイントの親局、子局、ここらへんは品番からいうとバッファローの製品で、そんなにするものではないわけですよ。となると、本当にこれだけかかるのかなと思わざるを得ません。やはりその部分についてはきちんとやっていかないとと思っています。片一方でソフトウェアのほうに関しても、前と後の金額、もう一遍ご案内いただけますか、ソフトウェアのほうだけ。ソフトウェアと設定とか、ご案内いただけますか。

○学校教育課長

ソフト面におきましては、平成25年度が1億6187万円で、今回延長にかかわりますソ

フトにつきましては約4600万円程度を想定しております。

○江口委員

こちらのほうがかなり下がってるってことを考えると、確かに上のほうが延長ですので、だいぶ違うかもしれませんが、ただ、それしてみても廃止が2つあって、外部からのデータ接続とメール配信があって、ライセンスによっては延長保証というか、そういったものが必要となるかもしれませんが、それでもやっぱりここ4千万円からするというお話なわけなんです。こちら辺の調達をどうやるのか、先ほどタブレットPCのときにもお話ししましたが、そのやり方ひとつで数社が絡めるのか、それとも1者だけになるのかになるわけです。

今回、このネットワークの構築委託、並びに管理委託、こちらに関してはどのような発注を考慮しておられますか。

○学校教育課長

今回のネットワーク延長に関します調達方法といたしましては、現行のネットワークをそのまま延長するものでありますので、現在と同じく、安全、円滑な保守管理の点検を継続していくということで、随意契約を考慮しております。

○江口委員

随意契約ということは、ある意味そこが取れるのが決まっているわけですよ。そうするとやっぱり価格競争というのは働きづらいし何よりも地場業者としては、これうち仕入れできるんだけどなどと思っても参加できないわけなんです。なぜこれは幾つかに切り分けて発注ができないのか。その点、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

学校間のネットワークの構築におきましては、いわゆるハード面とソフト面を組み合わせた上で、例えばインターネットの接続、セキュリティ対策、データ管理を行っております関係から、このハード面とソフト面というのは非常に密接な関連がございます。今、質問委員ご指摘されましたとおり、もしハードの調達とソフトライセンスの更新等を分けて調達をした場合、そしてまた、もしそれぞれに別業者が落札した場合におきましては、ハードについては落札した業者が、もし障害対応等があれば、その対応を行うこととなります。この障害が生じた場合に、発生した障害がハードに問題があるのか、それともソフトに問題があるのか、この構築業者が障害の原因を調査してから、機器それぞれの担当業者と連絡調整をして、障害への対応を依頼することが一般的な対応となります。この場合に、当然その間一定の時間を要しますが、このことが教育現場におきます教育活動や事務処理等に多大な支障を来すということが想定されるところでございます。これまでも教育現場のほうからは、障害を生じた場合に迅速な対応解決が強く要望として出されているところもございまして、今回、分離の調達は難しいものということで考えております。

○江口委員

パッと聞くと、ああそうなのかと思ってしまいそうになるんですが、だけど実際はそうではないんですよ。実際には、製品を指名してするわけでしょう。入札するわけでしょう。仮想基盤サーバ、記憶に関してはこれを使います。拠点ルータについてはこれを使います。センタールータにはこれを使います。これは今やっているとところが次も随意契約で管理運営する。ここまでは僕はしょうがないと思うんです。実際には機器同士の相性というのがあるので、機器を特定するのが大切なんです。だけれども、その調達は別なんです。ヤマハの製品はどこで買ってもヤマハの製品なんですよ。そこのハードのトラブルに関しては、実際に納入業者というよりもヤマハさんがするんです。デルさんがするんです。そう考えると、購入に関しては、ライセンスもそうですよ、サーバライセンスとかもそうですよ。サーバライセンスなんかもう本当に紙切れ一枚みたいなもんですよ。実際には管理運営委託をされるそこの業者さんが対応する形

になるんです。だけど、物の調達とは別なんです。これが別な形で発注になると、当然のことながら、これをルータはルータでしよう。ライセンスはライセンスでしようとする、また業者さんもふえるでしょうし、絡める業者さんもふえるでしょうし、潤う方々も当然なことながらふえるわけです。なおかつ競争原理がきくことによって、価格の低下も見込まれます。ただ片一方で、随意契約でやるので、大量に発注するのでそこによるコストダウンもあるかもしれない。それが、どっち側が見込めるのかをしっかりと考えながらやらないとならないと思いますし、これ1本でやられると本当に今の会社さんしかできないわけです。先ほど言われたように金額はかなり大きいんです。実際だったら、本当に発注というような形で出たら皆さんよるこんで取りに行きたいような金額なわけです。金額によってはそれこそ議決が必要な分になるかもしれません。これが1本で構築と随意契約で行くと、両方合わせると、管理運営と構築を合わせると2億円弱金額がうごくわけです。やっぱりこの価格を下げようと思うと、そこら辺のことをきちんと考えなくてはならない。片一方で、先ほど機器の入れかえと設定に数カ月かかると言われましたけど、現実にはそんなにかかんないですよ。ルータがあって、設定を流し込んで入れかえるだけですし、確かに人手は要るかもしれませんが、この作業を何カ月もやるような業者はいないと思います。実際には1カ月半から2カ月かいうところだと思いますよ。そう考えると、もう少し時間はあるんです。これだけ大きい経費なんで、当初予算にと上げてこられたかもしれませんが、現実にはまだ1年ちょっとありますので、実際はその間にしっかりと、本当にこのまま延長でやるのか、それとも次世代のネットワークをきちんと考えた上でそちらのほうにに移行するのか。そこら辺をしっかりと考えていただきたいと思うわけですが、教育にお詳しい市長はどのようなお考えですか。

○教育部長

今回、このネットワークの延長を選択した理由ですけれども、いろいろご指摘もございましたけれども、今一番に学校教育課長が申しましたとおり、ネットワークのセキュリティを強固にするものという大きな命題がありました。あとそれと、なぜこの時期にこういった判断をしたかということでございますけれども、この学校は運営していく上で、途切れることなくシステムを運営していく上では、来年度のある時期の中で決定をしていく必要がございます。そういうふうなことを考える中で、実は学校間ネットワークを飯塚市の全庁的なシステムの中でどう位置づけるべきかというふうなところをもう少し深く考える必要があるのではないかとというふうな議論に至りました。それで、単なる学校間のネットワークだけでなく、飯塚市の現在のネットワークとどう絡めたほうがいいのか、絡めないほうがいいのか、そういったもう少し深い所のネットワークの検討をしたいというところで、今回こういった延長というところの選択をいたしましたものです。ご指摘のとおり、経費につきましては、私どもはなかなか業者様のほうからいろんなアドバイスもいただきながら今回提案しておりますが、今年度、文科省のほうからいろいろなITの構築に関してのアドバイザーのご意見等もいただきましたので、少しそういった経費についても、そういったアドバイザー方々のご示唆もいただきながら、ご指摘のあったところは検討していきたいと考えております。

○江口委員

今、学校間ネットワークだけではなくて、飯塚市全体のネットワークともというお話がありました。それはもっと前から考えていい話ですよ。それを今、言い訳にしてはだめだと思います。それがあつては、まだ1年あるんです。あと半年の中で、9月までに決めると思えば、あとの残りのやつで入札から導入支援まで十分やれると思います。そういったことも含めてきちんと考えていただきたい。

先ほどアドバイザーという話がありました。やはり教育委員会にこの手のことにくわしい方が、十分くわしい方が複数おられるとも思えない。飯塚市としてもやっぱりそこら辺に関して

は、弱い部分もあるかと思うんですよ。そうすると、そういった人材をどうやって確保するのか、その点については市全体として考えるべきだと思います。以前もC I Oというお話をさせていただきました。情報関係に関してきちんと面倒を見る方を、民間出身でいいんだと思うんです、しっかり考えられる方を雇うことで、ここら辺の部分の早くして、なおかつコストが安く上がるということがあり得ますので。現実にはやっておられるところはいっぱいあります。一番最初にこの話をさせていただいたのは佐賀県の事例だったかと思います。まだ古川康さんが佐賀県知事だったころに、飯塚にこられたときにお話をする機会があって、うちのC I Oは私よりも給料が高いんだって。それでも仕事を進めていただくことで、トータルとして安く上がるからそうやってやってるんだというお話をさせていただいたことがあります。ぜひそういったものも含めて考えて、早急に、できれば来年度に延長せずに、新しい分に行けるようにやっていただきたいということを最後に申し述べて質問を終わります。

○委員長

次に218ページ及び225ページ、教育振興費、ICT活用推進事業委託料について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

先ほどかなり時間を使いましたので、ちょっと短めに。こちらの小中学校ICT活用推進事業費について、まず概略をご案内ください。

○学校教育課長

社会のグローバル化、急速な情報化の中で、ICT教育の推進というのは、学校教育の今、重要課題の一つとなっております。そのためには教育現場へのICT機器の整備とあわせて、これを実際に活用します教職員の資質向上を図ることが不可欠になってまいります。しかしながら、ICT機器のあまりにも急速な進歩、それから教職員の多忙化の中で日々進歩するICT機器の活用へのサポートが十分でないという実態もございます。

そこで、ICT指導員の方を外部委託とし、これが現場におけますICT機器の活用や、また、次期学習指導要領の中にもありますプログラミング教育の中におきまして、教育現場をサポートし、教職員の資質向上とともにこれらの活動における教職員の負担軽減、こういったものをしていく事業でございます。

○江口委員

学校現場において、この事業はどのように有用だとお考えですか。

○学校教育課長

先ほどの答弁とも少し重なる場合がございますけれども、子どもたちにこういった情報活用能力の育成、それからICT機器を通じた学習活動の充実ということは非常に重要な課題でございます。そして、このICTの指導員を通しまして、教職員がその資質を向上させていくことは、先ほど申しました教育現場が今近々の課題としております子どもたちの育成や教師の資質向上において非常に有効であると考えます。確かに今インターネット上にはさまざまな情報等を入手することができますが、やはりダイレクトに専門家の方から教えていただく、また示唆をいただくということは、非常に教職員の資質向上において大きな効果が期待できるものと考えております。

○江口委員

では、その支援員の方々はどうな業務内容で、何名ぐらいで、こういった形でうごかれるのかご案内いただけますか。

○学校教育課長

今現在、このICTの支援につきましては3名を想定しておりまして、学校現場での教職員の個別指導、また授業や公務の支援、学校現場におけますICT機器のノウハウの提供、また

相談トラブルへの対応やまたその情報の共有、また、教育研究所と協力しまして、効果的なICT活用の調査研究や、また、教材開発の支援、また、教師の指導力向上の研修の企画立案等といった業務に従事することを考えております。

○江口委員

では、この事業を委託でやられるんですけど、その成果というふうなのをどうやって確認しようというお考えですか。

○学校教育課長

この事業の成果につきましては、現在毎年、文部科学省によります学校における教育の情報化実態等に関する調査結果を実施しているところでございますが、この調査結果を通しまして、教職員のICTの指導能力の向上、それから教職員の負担軽減に関する実施等を評価していくことを想定しております。

○江口委員

では、委託であるわけなんですけど、委託業者としてはどのような選定方法を考えておられますか。また、どのような業者に出したいとお考えですか。

○学校教育課長

委託業者に求めます要件といたしましては、まず飯塚市内に事務所を有し、同様の事業の実績があるということ。それから、プライバシーマーク、これは一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するものでございますが、このプライバシーマークを有し、適切な個人情報管理を行っていることを満たす市内業者の中から、指名競争入札の方式におきまして、受注業者を選定する予定でございます。

○江口委員

今お話しになったのが、実績があること、それとプライバシーマークをとっていることという2つの要件があるわけですが、そうすると多分ベンチャーさんが出ていくすき間はないんだと思うんです。市内でプライバシーマーク持っておられる事業所はどのぐらいあると思います。

○学校教育課長

平成28年度におきましては3者という実態を把握しておりますが、今現在の分については正確な数字を把握しておりませんが、現状といたしましてはその3者以上があるのではないかとこのように考えております。

○江口委員

3社って社名が思い浮かぶわけなんですけれど、ベンチャーじゃないですよ。ちょっと似たような形なんですけど、以前、合併前の飯塚でやっていたもので、同じように教師の支援をしようというふうな形で、学生さん、会社経営なんだけれど、学生さんが学校に行く形がありました。やはり、そこに似た形のほうが私はいいと思ってるんです。どうしても大きなところとなる、大きなところというのも安心かもしれませんが、やるのは、教師の方々がどうやってうまく使えるかということですよ。言ってしまうとプライバシーマークあんまり関係ないですよ。それよりも、こんなことやりたいんだよねって言ったときに、そうですね、こんなことありますよって一生懸命一緒になって考えてくれる方のほうが私は望ましいと思うんです。そういったことを考えたら、まだまだ、この地にあるベンチャーなり若い力をいかすような発注の仕方を考えていただきたいと思います。お願いをしておきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:00

委員会を再開いたします。次に、217ページ及び225ページ、教育振興費、学力向上推

進事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

217ページ及び225ページの教育振興費、学力向上推進事業費の学力向上推進事業についてお尋ねいたします。事業費としては、小学校費で6913万4千円、中学校費で623万1千円が予算化されていますが、これは小学校で約94%の6474万7千円が、どちらもICT活用推進事業とオンライン英会話事業支援業務委託料ということで計上されています。中学校費においても約86%がICT活用推進事業委託料となってるわけですね。当然、本年度の最重点課題ですから、予算をかけるというのはある程度理解できますが、そこで、小学校で学力推進事業費として438万7千円、中学校では85万3千円が計上されています。この飯塚市小中学校全体の学力向上推進を図っていくんだと思うんですが、具体的な事業計画をお示しくください。

○学校教育課長

まず、予算の内訳からご説明いたします。小学校費438万7千円の内訳でございますが、多層指導モデル推進事業費として31万7千円、小学校英語教育推進事業として131万円、学力向上推進事業費、これは協調学習、徹底反復学習等になりますが、として276万円となっております。また、中学校費85万3千円の内訳でございますが、学力向上推進費として42万5千円となっております。それと徹底反復学習の消耗品費として42万5千円、計85万3千円となっております。

これらの事業によりまして、まず多層指導モデルMIMについては、本市の教職員を対象に、国立特別支援教育総合研究所の主任研究員、海津亜希子氏らを講師とした研修会を実施し、多層指導モデルMIMの指導、また支援のあり方についての理解を深め、教職員のその指導力の向上に取り組んでまいります。

次に、オンライン英会話でございますが、小学校5、6年生を対象に、ネイティブスピーカーとのマンツーマンの英会話レッスンを年20回実施し、話す、聞くを中心とした英語における基礎的なコミュニケーション力の育成を図ってまいります。

また、小中学校ともに協調学習においては、この協調学習を推進していくための中核的な教員を養成してまいります。

また、徹底反復学習を全小学校で実施し、基礎基本の定着を図ってまいります。

このほかには、小学校5、6年生を対象に、国語、算数に加え、理科、社会のNRTテストを実施し、幅広い分野、教科においてのより確かな学力向上を図ってまいるところでございます。

○勝田委員

ということで、この事業を通して、まず多層指導モデルMIM事業は、教職員に子どもの指導、支援のあり方を研修させ、その上で実践的指導力の向上を図ることの事業に取り組むということですね。そして、小学校英語教育推進事業では、話す、聞くを中心とした英語の基礎的コミュニケーション能力の育成をねらって進めると。さらに、学力向上推進事業では、協調学習、徹底反復学習等を中心とした事業で推進していくという事業の予算化ですね。

先日、コミュニティセンターにおいて、市教委主催の平成29年度の第3回飯塚市立小学校MIM指導研修会、MIM実践セミナー&飯塚市MIM実践交流会が開催されたのを御存じだと思いますが、どういった内容の研修だったのかお尋ねします。

○学校教育課長

このご質問にありました研修会につきましては、飯塚市教育委員会が推進しております多層指導モデルMIMの教職員の指導能力向上を目指した研修会でございますが、これは年3回実施しておるわけですが、そのうちの1回の分を今、質問委員が言われました第3回の研修会と

して実施したところでございます。この研修会では、各学校からの実践発表の交流等を行うとともに、MIMの開発者であります国立特別支援教育総合研究所の主任研究員であります海津亜希子氏を講師としてお招きして、飯塚市の取り組みについて指導、助言をいただいているところでございます。

○学校教育課長

私もときどきこの研修会には参加させてもらっているわけですが、その際に、今回他府県からかなり来られてましたね。鹿児島やあるいは沖縄あたりは校長を含めて、もう実践家が11名ほど来られていたんですが、その中で、ちょっと終わった後に、もちろん海津先生とも話したんですが、その参加者の方と話していたときにこういったことを言われてました。これはぜひ飯塚市教員の方をお願いなんですというので、福岡県の教育委員会等に、このMIMの有効性をどんどんアピールして、九州全県下で取り組めるようにしてもらえないでしょうか。そして、校長にこのことを話してみると、校長がMIMって何っていう、初めて聞くようなことで何の反応もなかったと。ぜひ教員の方に、県教委あるいはアピールをしっかりといただけると、これ、特に沖縄は学力が低いですね。だから、やはりその意気込みを感じたんですね。だから、そういったことでぜひ。アンケート等も取ったんでしょう。だから、ぜひそういったアンケート等も活用して、これをしっかりと充実させてほしいなと思います。

そこで私は、この会は、本当に質の高い意識や能力をそなえた先生方の、確かに研修会になっていると。その中心的役割を、現在はこの飯塚市内の先生方が実施あるいは指導をするようにまでなってきたのかなというので、非常に感心をさせられました。確かに、教育実践の研究には不利益と流行的なものがあるとは思いますが、この多層指導モデルMIMで一番大事にしてるのは、読みの力をしっかり身につけるって、これ、どんな学力でも読むということはもう一番の基礎だと思ってるんです。ですから、このMIMでは、何のどこ、つまる音とか伸ばす音とかいうのを含めて、低学年のうちにそれをしっかりと分析を行って、そして、一定の指導計画のもとで学校の先生方、個人的じゃなくて全職員、場合によっては教頭も校長も指導に入るといったやり方で確実に子どもたちに身につけさせたっていう経過があるんじゃないかと思うわけですね。しかも、私はこの実践、もしかしたら初任者研修でもぜひ取り入れてやるべきやないかなと、市単独でもやっていただけると、これはおかしくない、立派な、僕は初任者研修の実践の一つだと思っています。

そこで、これまでに飯塚市は教材提供から、それから研究職に関しての指導を受けて、国の予算を活用してたしか7年目になるんですかね。7年目の今日の飯塚市の学力向上に、私はこの多層指導モデルMIMが基盤になったのではないかと、私はそう感じてるんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

このMIMの飯塚市における実践におきましては、今、質問委員言われますとおり、7年前から始まりまして、飯塚市内全小学校の低学年を中心に組織的、計画的に実施をされているところでございます。あわせて、先ほどのお話にもありましたが、やはり教職員の資質向上ということも両輪として取り組む必要がございますので、その指導力向上に向けても研修等を含めて取り組んでいるところでございます。この有効性につきましては、まず直接的に、読解力についてはリーディングテストの結果からも明らかであり、その向上を認めるところでございます。何よりも学力向上というものが、基本的にどんなものも全て言語活動をベースにそのやりとりが行われているということを考えますと、このMIMは言語活動の基礎を築くということでございますので、本市におけます学力向上の基盤であるというふうに考えております。

○勝田委員

まさに今、課長が答弁されたように、このMIMの一番いいところはリーディングテストで

すね。低学年のどこの何が弱いのかといったところを徹底した実態把握を詳細に行うことですね。そして、そのデータを、要するにきちっと各学校の教務主任なりあるいは担当者に配付して、そのことを活用して実践してるわけですね。僕はこのことが、結局、本市でやっています徹底反復学習だとか、協調学習に全て繋がっているんじゃないかなと思うわけです。いろんなところで徹底反復学習というのが全国的にやられてるんですよ。しかし、これとあわせて多層指導モデルMIMをやっているところはほとんどありません。だけど、本市だけではないかと思えます。これを7年間やったってという基礎のもとで、学力が本当に上がってきたという実態的事実があると思うんですね。

そこで、これはちょっとお願いなんですけど、全小学校のデータを収集して送付を、国立教育研究所に送るわけでしょう。しかし、ここ1年間か2年ですか、そのデータが速やかに行われなくて、各学校に資料提示が遅れたってというようなこともちょっと耳にしたんですが、決してそういうことがないように、きちっとしていただきたいと思えます。多忙であるということとはわかりますので、そこのところはしっかりデータはデータとして、全学校集めて早急に送付して、早く処理したデータをもらわないと、どうやって取り組んでいいかわかりませんので、そういうことのないようお願いしたいと思えます。

そこで、学力向上推進事業に関しては、私、当然障がいや発達障がいを抱えている児童生徒に対しても当然実施していかなければならない事業だと思えます。

そこで、昨年度まで実施されていた巡回相談指導、それから面談相談指導、電話相談指導、児童支援指導等が行われていたと思うわけですが、現在その仕組みと現状はどうなっていますか。

○学校教育課長

昨年度までの巡回指導相談等の取り組みにつきましては、発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期継続支援事業という文部科学省の委託事業として実施してまいったところがございます。この事業は、発達障がいのある児童生徒の保護者や、教員対象の相談システムを構築し、スクールカウンセラー等の専門家による個々の児童に適した相談支援を受けることで、その2次的な障がいを防ぐことを目的としており、具体的にはビジョントレーナーや臨床心理士、それから発達支援アドバイザー等の各分野の専門家による巡回指導を実施し、また、その相談にあった児童について、在籍校の教員と連携し、個々に応じた早期支援を行うことをこれまで取り組んでまいりました。平成29年度は引き続きビジョントレーナーの派遣等を市単費で継続して実施し、30年度についても、そのように実施する計画をしているところでございます。それから、スクールカウンセラー等につきましては、継続してこの市費によって取り組んでまいりますし、また、電話による相談指導につきましても、市費スクールカウンセラー等により継続して実施してまいりたいと考えております。

○勝田委員

この事業は市教委の発達障がいがある児童生徒に対する巡回指導の考え方が明確に、一昨年度ですね。昨年度はしてましたので、予算化もできなかったという現状があると思えます。だから、これはたしか平成28年9月に予算化ができたんじゃないですかね。そういうふうに私は記憶してるんですが、でもこれ、9月に実施して、2月までに成果とか実績は、私、かなり上がってきたんじゃないかなと。これは報告を受けたときにそう感じました。というのが、9月から開始されていた事業にもかかわらず、2月までに半年間で教育相談だけで約70件、巡回指導が131件、ビジョンチェックが16件、この数値は何をあらわしているかということなんですね。また、その後のアンケートの集約結果には、当然、市教委は目を通されたんだと思うんですが、そのアンケートの中に保護者の方でとても役に立って考えた方は96%もいらっしゃるわけです。そして、役に立つと書かれた方が4%。これだけでもう100%なん

です。この事業についての感想の中にも、今後も子どものことで何か困ったことがあれば相談に乗っていただくつもりです。そして、これからもこの事業を続けてほしいんですって答えられていたんです。

確かに今言われたように、昨年残したのはビジョントレーナーですね。これも本年度残すということですが、これは眼鏡云々のことで、視覚からくるあれですよ。相談は市費のカウンセラーですけれども、これ、私は市費のカウンセラーの方が実施する相談業務と、発達支援アドバイザーがやりますカウンセラー相談業務とは、中身も質もかなり違うと思います。もともと市費のカウンセラー、臨床心理等が行う相談業務というのは、日常生活を含めて生活だとか学校の、要するに日常生活の中でどうやってしていくのがいいかとかいった、そういったのが市費のカウンセラーの役目だと思うんですよ。しかし、発達障がいや障がいを抱えている保護者の方が一番相談したい内容が何かって聞くと、やはり学力のことが一番多かったんです。勉強することに関しての、これは市費のカウンセラーでは、現場になじんでないから実態もわかりませんよね。障がいの実態もやっぱりある程度しかつかめてませんので、だから、これがなくてビジョンだけ残してっていうのは、私は納得がいかないんです。そして、もっと私が言いたいのは、結局、この事業は何で9月から始まったのかということなんですよ。実質その前の2年間、これは国の文科省の予算で年間800万円の約1600万円ぐらいかけてやってきましたよね。3年目になると、文科省のこの予算が切れたからということで、これはガァーと縮小されて、もう本当に旅費だけなんです。さっき、ここにありましたように、このMIMの旅費は9万円です。しかし、徹底反復学習と協調学習は合わせて113万円です。10倍も違います。しかし、残した成果というのは、やはり僕は多層指導モデルMIMをおろそかにしたいじゃないんじゃないかなというふうに思うんですよ。ですから、いよいよこの相談業務もその後文科省から受けて、なくなったら後はビジョントレーナーと市費のカウンセラーだけが残ってということで、保護者は続けてほしいっていう、そういった気持ちはどうされるのかなというところを思うんですね。教育長、これどう思いますか。

○教育長

今、ありがたいご指摘とっております。96%の方が非常に役に立った、4%の方が役に立った、100パーセントの方が役に立ったというこの事業が引き続きできるように、何とかしたいというふうに自分自身は考えております。ただ、本年度につきましては、このようになっておりますので、来年度につきましては、その後、検討をしたいというふうに考えておりますのでご理解ください。

○勝田委員

来年度に向けて検討する、ですか。それともやる方向で検討していただけるんですか。どちらでしょう。

○教育長

相談された100%の方がやってほしいというようなことを把握しましたので、ぜひできるように検討したいとは考えております。

○市長

この件については、何か月も前から教育委員会のほうと議論を交わしてきました。必要ということもう双方理解しております。諸々の新しい教育システムを導入しなければならないということで、教育委員会の予算もいっぱいの中で、どうしても設けきれなかったということで、実は、その財政的な事情もわかりましたので、定住自立圏というものを提案しております。この事業については、これも質問者ご承知と思いますが、既に小学校の国語の教科書で嘉麻市も桂川町も使っている同じ物の中にも記載をされてますので、共通の事業としてやりたいということではたらきかけをしましたが、まだまだ検討させてほしいということで、2

つのうち片方から保留の返事しかもらってませんので、それをできるだけ早く一緒にすることのほうが地域の子どもたちにとって、市内だけでなく、非常に有効なことだと思いますので、ぜひその事業に載っている形で、2市1町共通に取り組むことを進めたいとも思いますし、それができますと同時に、当然、そこでスーパーティーチャーのご活躍をいただかなければならないとも思っていますので、そのような環境設定も含めて取り組んでいきたいと思いますというところで教育部局と話を進めておりますので、すみませんが、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○勝田委員

教育長だけでなく、市長まで一応、思いを聞きましたので、期待していますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

何で私がここまで言うかといいますと、やはり正直言って特別教育研究所の海津先生のところにはすごい、やっぱり予算もいろんなことでもいただいて、この巡回相談業務も私たちが市民文教委員会のときに行って、本当に何か使える予算がないやろうかとお願ひして、やっと探していただいて、当時の課長にこういった予算があるのでぜひ出さないと言った事業なんです。だから、やっぱりそのことを考えても、市は市で単独で事業するのはおかしいかもしれませんが、きついかもしれませんが、やはり子どもたちにとって貴重な予算となりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、市教委も教育長も既に御存じだと思いますが、私、昨年も飯塚小学校の通級指導教室の複数ということで要望したと思っております。現在、2月末の飯塚小学校の通級指導教室の児童数というのは御存じだと思うんですね。今これ36名から38名で動いてるんです。それで昨年、私が要望していたときに26名前後の子どもたちだったんです。だから1クラスが大体11人から12人を超えないようにというのが、通級指導教室の本来の趣旨なんですよ。それが既に三十六、七、八で推移しているってことで一番これ由々しき問題かなと思っておりますが、通級指導教室の次年度の2学級設置の進捗状況、これはどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

今、質問委員、ご指摘のとおりの実態がございますので、ぜひこの飯塚小学校の通級指導教室2学級に向けて、教職員定数を県費のほうで2名配置をしていただきたいということで既に要望書を提出しているところでございます。しかしながら、県も限られた財政の中でこういったいわゆる加配定数を実施しておりますから、もしこれがつかない場合のことも想定しまして1名市費によってそれが賄えるような予算措置も今しているところでございます。

○勝田委員

その場合でも一応2学級ということになるでしょう。でも36から言うと、単純に考えると3クラスなんですよ。3クラスとは言いませんけれども、ただ、何で私がこれを言うかといいますと、今、飯塚小の通級指導士の発達支援アドバイザーである先生はもう8年、9年くらいになるわけですよ。この方は今恐らく、全国を駆け回るぐらいのすごい実践家になってしまっているのです。もし今この方が、この飯塚市からいなくなって、大学の云々とかいう話も来ているようだし、いろんなお誘いがあるわけですよ。そうなったときに、早くこの考え方なり、やり方を次の方に伝えてもらわないと、発達支援に関するあれが繋がっていかないんじゃないかなって、それを一番心配するんです。だから、一番いいのは高田小学校の通級指導教室の考え方と実践のやり方が、飯塚小学校のやり方と一緒にあれば、そこにまた1加わるからいいんだけど、そのところ上手い具合に行っていないような気がしますので、やはりここは今の方じゃなくて、次の方の育成するという意味と、つなぐという意味で、やはりこれは早急に力を入れて、ぜひ取り組んでいただきたいということを強く要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、220ページ及び227ページ、学校整備費、空調設備整備事業費については、上野委員から取り下げが来ていますので、次に222ページ、学校管理費、その他の学校管理費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

学校管理費、その他の学校管理費というところで、八木山地区スクールバスの運行について質問させていただきます。資料のほう、用意していただきましてありがとうございます。81ページになります。本年の2月6日の福祉文教委員会におきましても、質疑のほうさせていただきました。その際には、八木山地区のスクールバスの混乗型になってますけども、一般の方の利用状況というのは、そのときは答弁として出てこなかったんですが、こちらの資料見ますと99人というところで今回報告が来ております。これ実際、29人乗りのバスでありますので、たしか八木山小学校区在住の中学生が14人乗っていらっしやったということだったと思うんで、まだかなり空きがあるので、こちらに今回、鎮西地区の小中一貫校になりまして校区広がりまして、ぜひ乗せるような形というのは検討できないかというところで、そのとき質問させていただいたんですが、それからまた少し時間たちましたので、たった状況で、今回こういった予算のほうの措置されています。考え方につきましてお示しいただけますか。

○教育総務課長

確かにバスの効率的運用とか、そういうことを考えれば、おっしゃるとおりの考え方と思います。しかしながら、スクールバスはあくまでも八木山地区の遠距離通学の負担軽減を目的にするものでございまして、また混乗については、八木山への民間バス路線が廃止され、八木山地域の住民の利便性確保のために運行しているものであり、停留所があり、それからまた乗車人数に余裕があるからということで、児童を受け入れるものではないと考えております。4月から蓮台寺小学校の児童も、潤野小学校の児童も同じ飯塚鎮西小学校へ通うということになりますので、通学条件も同じであるべきと考えております。

○永末委員

結局は、福祉文教のときも私質問しましたのは、やっぱり地区の方の声を受けてなんですよね。やはり説明等をされているということで、この前答弁がありましたけれど、実際その説明受けてますけど、受けて終わりなわけじゃなくて、その説明は聞いてますけどやっぱり納得されてないわけですね。今の状況に対して。今まで蓮台寺、潤野に通いましたけど、結局そこがもう廃校になって小中一貫ですよ。あちらの大日寺のほうまで行かなくちゃいけない状況になってるので、そこに対する具体的な解決策というのは、来年度から新しく鎮西に1台スクールバス出して、10人ほど乗せていくというふうなことになってますけども、それ以外の地区の方に対する手当てというのはどうなっているんだということになってくるんですけど、先ほどの答弁だとそこに関する答えが出てないと思うんですけど、お示しいただけますか。

○学校施設整備推進室主幹

鎮西小中一貫校の通学方法についてでございますけれども、今、質問者のほうからお話がありましたように建花寺の古野地区、明星寺、それからこちらの明星寺の南谷地区のほうにスクールバスのほうを走らせるようにしており、その他の地区につきましては、通学方法といたしましては、小学生につきましては徒歩、中学生につきましては自転車または徒歩という形で、通学そのものに対する手段というのは、今のところ通常の通学でお願いしたいというふうに考えています。

○永末委員

鎮西地区の10人乗りの今回小学生、バス出されますけど、そのバスの設定範囲というのはどういった基準での設定ですか。

○学校施設整備推進室主幹

今回新設しますスクールバスの設定の範囲の決め方でございますけれども、先日の福祉文教委員会のほうでもちょっとご説明のほうさせていただきましたけれども、1点目が公立小学校、中学校の適正規模、適正配置に関する手引、こちらのほうは文科省から出ておりますけれども、それとあと義務教育小学校の施設費の国庫負担に関する法律施行令ということで、この中で適正な学校規模として、おおよそ小学生であれば4キロメートル、中学生であれば6キロメートルというのが示されておりますので、今回この4キロメートル、6キロメートルというのを1つの線として、おおむねというところで設定をさせていただいております。

○永末委員

4キロメートル以上の方というのが今回この鎮西の新しいスクールバスでひろわれるというふうな状況だと思うんですけど、結局そこに漏れた方というか、その基準に当てはまらない3.9キロメートルの方、3.5キロメートルの方っていうところが、じゃあどうすればいいんですかという話になってると思うんですよ。そこに対しては今の基準でというふうな答弁なので、基本的に歩いて来なさいというふうな教育委員会の考え方でいいんですかね。

○学校施設整備推進室主幹

設定のほうをさせていただくときに、学校とも情報のほうをいただきまして、児童のお家のほうの所在のほうを確認させていただきました。その中で今、質問委員おっしゃられますように3.9キロメートルというふうなお家のほうもございました。そちらにつきましては、先ほどご紹介しました、目安としました法令等の関係でおおよそということになっておりましたので、基本的には古野地区というくくりの中でご同乗のほうをいただくような形で考えております。

○永末委員

その方はそれで救われるということですが、乗れない方で一番遠いところから、今、調査されたっておっしゃいましたけど、どのぐらいの距離からいらっしゃるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

こちらのほうは明星寺のほうの明星寺団地の先、まだ南側になりますけれども、そちらのほうでおおよそ3キロメートルをちょっと超えるというご家庭のほうがございました。

○永末委員

建花寺地区のほうというのは3キロメートルを超えて歩いて来られる児童さんはいないということですね。

○学校施設整備推進室主幹

本村の公民館までが実測でおおよそ2.5キロメートルで、3キロメートル以内にほぼたしか収まっていたというふうに記憶しております。

○永末委員

3キロメートルというところであれば、歩いていけるんじゃないかというふうな判断をしてるってことですね。

○学校施設整備推進室主幹

今回の設定につきましては、そのような形で考えています。

○永末委員

今回の、このスクールバスでの質問するに当たって資料を要求させてもらったんですけど、このバスがだいたい市内で、こういった地区で運行されてるということなんですけど、このバスの運行が始まったのっていつぐらいかわかりますか。

○教育総務課長

詳細には資料もありませんので把握しておりませんが、少なくとも合併以前に地域のコミュニティバスというか、そういうもの抱える中で走っておった分もあると思いますけれど

も、それを引き継いだ中で今のスクールバスを継続して走らせていることと考えております。

○永末委員

建花寺地区に限らずですけど、このスクールバスのことで要望といいますか、市民の方からこうしてほしいとかっていう声は教育部局のほうに上がってきてます。そういった状況とかご説明いただけますか。

○教育総務課長

地域の方からの要望といたしましては、ある地域において混乗ができないかというようなことの相談を受けたことがございます。

○永末委員

それは一般の利用をさせてほしいということですね。私の住んでいる庄内地区のほうでも実際に受けたことあるんですよ、このスクールバスに対して。地区で縛りがあるので、その地区外でより遠い地域とかもあったりして、何で乗れないんですかというところで1回要望させてもらいましたけど難しかったんですが。この前の委員会でも聞きましたけど、徒歩で基本的に行ってもらいたいというのが基本的な考え方ですというところですけども、やっぱり時代が違ってきていると思うんですよ、正直私たちが小さかったころに比べて。私の小さかったころでも、それこそ家の目の前の道路とかで、多少ちょっと遊ぶことが可能でしたけど、実際、今はその通行量もふえてますし、そういったことができない。通行しているときの交通量でも全然当時とは違うと思いますし、昔は歩きながら行くっていうことで、いろんな学べる分、そこで通学することで、徒歩ですること、いろんな学べる部分があったかと思うんですけど、それは当然今もあるかと思えますけれど、そこは安全性、児童の安全性というものと比較して判断されるべきものだと思いますので、ここに関しては一度スクールバスの考え方というのを教育委員会としてもう一回議論すべき時期に来てるんじゃないかと思うんですけど、その部分に関しまして、どのようにお考えですか。

○教育総務課長

確かに今言われるとおりでと思っております。地域、地域でバスの運行本数も違いますし、実際に利用される方々の児童生徒の距離によってもまちまちなところがございます。それで、教育委員会といたしましても、その辺は十分に考えないといけないところと思っております。それで、このスクールバスが走るようになっておりますのも、そこそこの地域の事情とか、公共交通の利便性とかいうことがあって、今のようになっているところもございますので、その辺を十分に検討しながら考えていかなければならないことと思っております。

○永末委員

要望で終わりますけれど、基本的に考えていただかなくちゃいけない視点というのは、児童生徒の安全ですよ。安全に登下校してもらう。当然、勉強も大事ですけど、やはりそれ以上に児童生徒の安全というのをまず考えるべきなのが教育委員会だと思いますので、そこに関して、スクールバスについてお話ししてはいますが、視点としては児童生徒が確実に、事故とか事件に遭うことなく登下校できるというふうな飯塚市になるべきだと思いますので、そこに関して、そういう視点のもとで、私はスクールバスで申し上げますけども、そういう視点のもとでの提案が教育委員会から出されることを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、234ページ、社会教育総務費、PTA活動事業費補助金及び236ページ公民館費、コミュニティセンター補修工事については、上野委員より取り下げがっております。次に、236ページ、公民館費、自治公民館建築補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

公民館費、自治公民館建築補助金についてお尋ねいたします。今回、新築が1件と改修が計

14館出てるということですが、この自治公民館の必要性についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

自治公民館につきましては、地域住民と非常に密接なつながりを持っており、地域住民の総意によりまして、住民相互の交流や地域で連帯感を高める場、また、生涯学習の場であり、もっとも身近な住民自治組織の活動拠点と認識しております。地域コミュニティの希薄化等、社会情勢が変化している中、協働のまちづくりを進めていくためにも、自治公民館は必要な施設だと考えております。

○兼本委員

では、例えば災害時における場合、災害時指定避難場所と指定されているところがありますが、ここに全員が入れるわけじゃないですよね。そういった場合に、この自治公民館は災害時において何か役割はありますか。

○総務部長

今、公民館については緊急指定避難場所として指定しているところも当然ございます。当然、これについては、そういった市の中で、その部分の防災のいわゆる避難所としての機能を有するものでございますので、重要な施設であるというふうに認識してきております。

○兼本委員

となると、自治公民館はコミュニティの大切な場所だということと災害時における避難場所としての役割も果たすというふうに認識を、私はしましたけど、よろしいでしょうか。

○総務部長

すいません。自治公民館に関してということでございますから、当然、避難を自主的にされる場合というようなところの部分の自治公民館としての機能は有しておりますので、そうした部分での自主避難の場所、あるいは避難所として、指定避難所にはたしかなってなかったと思えますけれども、そういう部分で住民の方々が自主的に避難される場所としての有効性があるというふうに認識しております。

○兼本委員

それでは、有効性はあるということですね。今、この自治公民館なんですけども、今回14館を改修、1館新築になってますけど、あとどのくらい、まだ何もされてないところというのはあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長

現在把握はしておりません。申しわけありません。

○兼本委員

今回予算も上がってますので、ぜひちょっとどのくらいの状況かということは把握していただきたいと思います。というのが、今、自治公民館を建てかえたいとか改修したいという自治会があると思うんですけども、今、自治会は御存じのように、自治会の加入率も低い状況ですし、高齢化をしている地域も多々あります。そういった中で、施設が老朽化して、非常に危ないところも御存じだと思います。実際、こういう施設に、その自治会の皆さんが集まって、いろいろやってらっしゃると。恐らく御存じだと思うんですけども、実際、それが本当にいいのかどうかといったことも考えなくちゃいけないと思うんですけども、自治会としても間違いなく考えているんですよ。ただし、やはり資金難で建てかえができないという自治会が案外あるんじゃないかなというふうに私は思っております。ちょっとこれもお願いなんですけど、どのくらいの割合でも、実際まだ改修したいができないとかいうところがあるのかというのを調べていただくのと、なぜできないのかというところを1度調べていただきたいというのが1点お願いです。それと、補助対象が経費の45%ということになってます。これが坪単価で言

ったら44万円ぐらいですかね、今200世帯以上のところが。それでも、なかなか難しい現状のところは非常に多いと思うんです。例えば、この補助率を上げたりとか、資金難で困っている自治会に対する手だてというのは何かお考えないでしょうか。お聞かせください。

○まちづくり推進課長

自治公民館の各地区の状況等につきましては、老朽化も含めましてどれぐらいあるかということも含めまして調査をさせていただきたいと思っております。

ただいま質問者が言われました補助率の変更につきましても、各自治会の中で財政状況とか逼迫している状況も耳にしますので、補助率の変更は1つの手法とも考えておりますが、また一方で、小さな自治会におきましては、統合とか編入とかいう、そういう声もお聞きしていますので、そういう実態もあわせてお調べしたいと思います。ただ、現時点では具体的な対応策につきましては、検討、研究まで行き着いておりませんので、今後、先ほど申しました点を含めまして、対応していく必要があると考えておりますので、詰めた研究を進めていきたいと考えております。各地区の状況を見ながら、研究を進めていきたいと考えております。

○委員長

次に245ページ、保健体育総務費、保健体育事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

概要書の場所が違っていたということで245ページの、資料の18ページにあります生涯スポーツ活動推進費のスポーツ選手交流教室について伺いたいと思います。プロスポーツ選手の交流教室の目的等内容について、まずお伺いします。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市出身のプロのサッカーやバスケの選手を招きまして、身近にもプロスポーツ選手がいるということを知ってもらい、将来プロスポーツ選手を目指す子どもに夢と希望を与えるとともに、本市のスポーツの発展を目指すものでございます。

○吉田委員

スポーツ振興にとって、子どもたちのスポーツ教室は大変有効であると考えております。しかし、スポーツ振興においては、ソフト面とハード面とどちらもが必要だとも考えております。今回、経済・体育施設に関する調査特別委員会でも審議されておりますが、市場が庄内団地グラウンドに移転されるようになっております。庄内団地グラウンドは多くの方々が利用されております。さきの代表質問でも話が出てまいりましたが、サッカー以外にもソフトボール等多くの利用がされております。庄内工業団地グラウンドが使用できなくなった場合、市は代替施設としてどのように考えているのかお答えをお願いします。

○健幸・スポーツ課長

庄内工業団地グラウンドでは、平成28年度1万7112人、平成27年度1万6187人、平成26年度につきましては1万1119人の利用者数となっております。これらの多くの利用者を利用調整において、既存のグラウンドで利用可能とすることは難しいことだと考えております。そのため、現在、既存グラウンドとともに、これまでサッカー利用ができなかった施設の有効利用等、施設全般について検討させていただいておりまして、早急にその方針をまとめる必要があると考えております。

○吉田委員

これはプロスポーツの交流選手事業ということなんで、これ以上お伺いしませんが、後の247ページの保健体育施設整備費で詳しく詳細を聞かせていただきます。

○委員長

次に246ページ、保健体育施設管理費、保健体育施設管理運営事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

246ページの保健体育施設管理運営事業費についてお伺いをいたします。この指定管理者はどこになりますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会と飯塚スイミングでございます。

○上野委員

飯塚市体育協会については不適切な事務処理費等さまざまな問題が今年度の監査結果で報告をされ、そのことが公表されております。12月の委員会において所管事務調査を行わせていただきましたが、その後の推移について教えていただけますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会とは、監査後、指摘事項について協議、指導を続けております。これまで規約等で整備されていなかったことの整備、不適切な予算の執行を改める。それから法律や条例の遵守、そして利用者の安全安心の確保といった基本的なことから協議、そして指導を行っております。現在も問題が全て解決しただけではございませんので、今後も協議、指導を続けていく必要がございます。また補助金や委託費についての不適切な処理につきましても、現在調査、協議を行っております。こちらにつきましては、不適切な会計分については、返還の対象となりますので、そのための事務処理を行うこととしております。体育協会は指定管理者であるとともに、本市のスポーツ振興にとって必要な団体でありますことから、今後同様なことのないよう、そのためのルールでありましたり、その責任のあり方等を定める必要があるかと考えていますので、今後も協議、指導を続けていきたいと考えております。

○上野委員

それはよろしくお願ひいたしますとしか言いようがないんですが、不適切な会計分の返還対象となる金額はどの程度になるか把握をされておられますか。

○健幸・スポーツ課長

現在、その金額について調査をしておるところでございます。

○委員長

次に247ページ、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

体育館建設事業費の地盤調査委託料、測量委託料、設計委託料ということで計上されておりますが、その内容についてどのようになっているのかお尋ねしていきます。まず最初に、鯉田市民公園の体育施設についてお尋ねいたします。現状ではこの施設には駐車は何台ぐらいできるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

市民公園といたしましては、現在約160台分の駐車場を有しております。それ以外に健幸スポーツ広場に置かしましては、57台分の駐車場がございます。新体育館の建設におきましては300台の駐車スペースを確保したいと考えておりますが、これは体育館建設予定地内、現在の健幸スポーツ広場内での確保を考えているところでございます。

○吉田委員

次に交通公共交通、JR浦田駅、それから近隣には西鉄バスの篠田団地が公共交通機関として予定されているみたいですけど、利用見込みについてはどのようになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

通常の練習等での体育館利用におきましては、車や自転車が多く、公共交通機関を利用する方はほとんどいらっしゃらないのではないかと思います。しかしながら、中学生や高校生の

大会開催時、特に県大会以上の大会におきましては、またVリーグやBリーグ開催時においては、公共交通機関があることで多くの利用者が見込めますので、よって公共交通機関利用者も多くなると想定しております。

○吉田委員

交通機関の整備もされるということですが、一応先ほどの駐車場の台数等は聞きました。これで、ちょっと現状についてだけお伝えしておきます。ここの健幸スポーツ広場敷奥にあるグラウンド、ここについては青少年ソフトボールや飯塚市の高齢者団体がやるグランドゴルフ大会等が開催されております。その開催されたときについては、今の現状の駐車スペースでは足りなくて、路上駐車もしくはその他近隣にご迷惑がかかっているという状況があるので、そこら辺はよく踏まえておいてください。

引き続き行きます。次に、健幸スポーツ広場と庄内グラウンドの利用団体について、先ほど少々お伺いしましたが、どのような説明で、どのような形になるかについてのお答えをお願いします。

○健幸・スポーツ課長

現在、サッカー協会や多くの利用していらっしゃる団体等に個別に状況説明を行っているところですが、代替地等の提案等には至っておりません。現在のスケジュールでは、庄内工業団地グラウンドは平成30年度は使用可能でございます、健幸スポーツ広場につきましても平成31年度まで使用可能となっておりますが、早期に利用者への説明を行ってまいりたいと考えております。

○吉田委員

早期にということですが、今、答弁の中でもありましたが、個別に説明しているということですが、当該団体、いろんな団体があると思いますが、利用できなくなる説明に対し、どのような、現状で構いませんので、ご意見が入ってますか。

○健幸・スポーツ課長

ご意見といたしましては、スポーツができるような場所、これを確保してほしいというご意見でございます。

○吉田委員

団体から活動をできるような場所を紹介してほしいということですね。

それで、公共物の利用については、この当該地域辺りに説明責任もあると思うんですけど、例えばこの庄内地区ですから、庄内まちづくり協議会並びに使用している団体で、飯塚東地区辺りのソフトボール団体も使用しておりますけど、このまちづくり協議会辺りに対してのご説明はどのようになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

現在、まちづくり協議会等の会長さんとか、トップの皆さんのほうには説明をしておりますけれども、今後、年度が明けてから各まちづくり協議会のほうに説明に行かせていただきたいと考えております。

○吉田委員

年度が明けてということですよ。

それでは、グラウンドの使用について、違う方向から伺いたいと思います。これも特別委員会で審議されていますが、市場の移転について報道等で目にしていますけど、飯塚の卸売市場については、花と青果と魚と3つの市場で現在運営されていますが、魚については、田川地区にある同系の福岡県魚市場の田川にある市場に統合される方向があるとのことですが、この内容についてお聞かせ願いたいんですが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:01

再開 14:11

委員会を再開します。

ただいま体育館等建設事業費に関する質疑を許可しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田委員

はい。私も質疑通告以外のことを聞きましたので、非常に反省しております。ただし、これはやはり重要なことでありますので、別の機会について、市場の関係については聞かせていただきたいと思ひます。

すいませんが、ではまた元に戻りまして、建設にかかわりますこの鯉田のグラウンド、これに対して各種団体からいろいろな要望、ご意見が出ていると思ひますが、その内容についてお示しいただきたいと思ひます。

○健幸・スポーツ課長

体育館建設に係る要望書といたしましては、剣道協会、そしてサッカー協会から要望書の提出がなされております。その中身でございますが、剣道協会につきましては、穂波、鯉田武道館の廃止後も、利用者が武道を続けられるように代替施設の確保や、新体育館においても武道ができるように、また、将来的に武道専用の施設建設をしてもらいたいというものでございました。また、サッカー協会につきましては、庄内工業団地グラウンド、健幸スポーツ広場が利用ができなくなるため、新たにサッカーグラウンドの整備をしてもらいたいとの趣旨となっております。

○吉田委員

今、ご説明のは正式な要望書ということで説明があったと思ひます。私のほうにもこれは飯塚市東地区早朝ソフトボール連盟というところで、こちらも口頭なんですけど、行政のほうにもお話はしているということなんですけど、3月の9日19時より監督会議というものに出席させていただきました。出席者は11名ほどで、これの主の議題については、庄内のグラウンドが市場の移転の代替地となっておりますため、今後の活動に影響が出るというような趣旨の内容でした。現状につきましても、庄内グラウンドにつきましては抽選でやっているために、なかなか抽選に外れるとグラウンドが使えないということで、現状当該の団体につきましては、飯塚東小学校及び飯塚第二中学校のグラウンド及びこの庄内グラウンドを使用されてやっていたわけなんですけど、庄内グラウンドにつきましてもなかなか今使用がしにくいということで、1カ月前に抽選で当たれば試合日程が組めるというような状況であるということで、私は伺ってきました。中学校グラウンドについても、当然、週末、土日辺りについてはクラブ活動等もあっております。早朝ソフトということで、時間は夜明けからやっているわけなんですけど、時間が長引いたり、庄内のグラウンドの抽選に外れたりすれば、どうしても1試合で済むのを2試合入れて試合をこなしたり、例えば延長あたりで勝負がつかないときに、中学生にご迷惑かけるからということで、団体としても極力そのところの中学校の使用についてはご遠慮するような格好で、まちづくり協議会として取り組んでいると。地域のところでやはりこういう取り組みがあるので、そこら辺について再度聞きますが、この要望に対して、どう、要望書並びにこの団体、各種団体からの要望に対して、もう一度、丁寧な説明責任もあるし、代替地についても早急にととのえなくてははいけないと思っております。その辺について、もう一度お答え願えますか。

○健幸・スポーツ課長

先ほどの答弁と重なりますが、今後、利用者の皆様のご意見を伺いながら、他の利用施設

との調整とともに、先ほども申しました、これまで利用していなかった施設の整備、利用等の検討、調整を行っていきたいと考えております。地域の利用者の皆さんには丁寧な説明をさせていただいて、お話をさせていただきたいと思っております。

○吉田委員

すいません、間違いなくお願いします。

○委員長

次に、247ページ、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

同じく体育館等建設事業費についてお伺いをいたします。新しく体育館を建てるための諸費用なのですが、現在の体育館、耐震診断の結果は来ましたか。

○健幸・スポーツ課長

今、3月5日に耐震判定委員会が行われて、まだ中間報告という形なので、まだ現物は16日以降ぐらいに提出されると思います。

○上野委員

はい、わかりました。この体育館等建設事業費の内訳について、予算の内容について、具体的に説明をいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

体育館建設事業費について説明をさせていただきますが、まず、平成30年度に体育館建設にかかる費用といたしましては、基本設計、実施設計を行う業者選定のための附属機関としての新体育館等建設設計者選定委員会を設置いたしますので、そのための委員報酬、そして費用弁償及び事務費を計上させていただいております。また、新体育館建設予定地の地盤を調査するための地盤調査費、これが1340万5千円。予定地の測量費用でございますが、この費用が582万円。そして、先ほども説明しました、設計業者が決まり、設計委託を行いますので、その委託費用として4579万円を計上させていただいております。なお、この設計委託につきましては、平成31年度までの2カ年を必要といたしますので、債務負担行為を行いまして、合計では1億5263万3千円を計上させていただいております。

○上野委員

この体育館の設計委託に際して、金額や規模については、どのような希望や条件を付すのか、具体的に紹介していただけますか。

○健幸・スポーツ課長

基本計画がございます。規模としましては8800平方メートルを基本とさせていただきます。今の8800平方メートルは延床面積でございます。失礼しました。規模といたしまして、基本計画の中では、バスケットボール3面を有したメインアリーナ、それから、バスケットボールコート1面を有しましたサブアリーナ、そして、武道や軽運動ができます多目的室、その他トレーニングルーム等、大小活用できるような会議室、また、防災倉庫や屋内ランニングコース等、今言いましたような施設、機能を有しまして、基本計画にあります8800平方メートル、この中で今から基本設計、それから実施設計で金額を確定させていくという形になるかと思っております。

○上野委員

金額については、基本設計を行いながら決めていくというような理解でよろしいですかね。

○健幸・スポーツ課長

はい、そのとおりでございます。

○上野委員

わかりました。この委託設計期間は2年間ということですので、厳しい財政状態も明らかになっているわけですから、この事業の妥当性とか整合性とかも図りながら、進捗させていただかないといけないと思っていますんですよ。今ご答弁の中にあつたように、8800平方メートルというのは一応決めているけど、金額についてはその中で、しっかりと精査していくんだというようなご答弁がありましたので、そのような形で何十何億円とかいう話もひとり歩きしておりましたので、規模に応じた金額と申しますか、飯塚市の財政をかんがみながら、かける金額等も精査していく必要があると思うんですが、市長、副市長いかがでしょうか。

○副市長

質問者が言われますように、当然、厳しい財政の中で移転新築ということでやっていきます。設計業務を出しますけれど、予算が通れば。その中で、十分不必要なお金は削りながら、身の丈にあった体育館建設に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までについて、質疑を終結いたします。

次に、歳入の質疑に入ります。歳入についての質疑を一括して許します。初めに、質疑通告されております23ページ、児童福祉費負担金、公立・私立保育所保護者負担金について、川上委員は時間がなくなりましたので、ありませんので、次に行かせていただきます。

次に、46ページ、基金運用収入について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

46ページの基金運用収入につきまして質問させていただきます。こちらのほうも資料を用意していただきました。資料7ページになります。基金の、積立基金と運用基金の内訳、平成28年から30年の当初予算比較で出していただいています。まず、利子及び配当金の各種基金に係る運用と債権及び預金の内訳についてお願いいたします。

○財政課長

積立基金におきましては、一般会計分及び特別会計分を合わせて一括運用を行っております。平成30年2月末、一般会計基金残高は244億6993万7千円となっており、内訳といたしましては、国債が119億9436万2千円、預金が124億7557万5千円となっております。運用基金につきましては、基金ごとに預金と貸付金の個別運用を行っております。平成30年2月末基金残高は30億511万6千円となっており、内訳といたしましては、預金が12億7462万5千円、貸付金が17億3049万1千円となっております。

○永末委員

それでは、基金運用収入及び利子収入に係る運用方法と金利の見込みはどうなっておりますでしょうか。

○財政課長

積立基金の運用収入及び利子収入につきましては、各基金の残高に応じて案分いたしております。基金運用収入では、利付国債の運用を行っており、現在保有しております国債の利払金として1億3946万2千円を見込んでおり、国債の種別に応じて、1.1%から1.6%となっております。また、利子収入につきましては、大口定期預金及び普通預金の運用を行っており、利子収入2373万4千円を見込んでおります。一方、運用基金の利子収入につきましては、大口定期預金及び譲渡性預金、普通預金の運用を行っており、利子収入81万9千円を見込んでおります。なお、金利の見込みにつきましては、平成29年度の預託実績から預託金

額に応じた平均利率を見込んでおり、大口定期預金及び譲渡性預金では0.07%から0.234%、普通預金では0.01%となっております。

○永末委員

資料等見ていただいてもわかるように、また、今の答弁からもわかるように、積立基金のほうは総額で約244億円、内訳としては国債で119億円、預金として124億円、約ですけど、持たれているということです。運用基金については、総額で30億円で、預金で12億円、貸付金で17億円ということかと思うんですが、実際、こちらの資料からもわかるように、例えば積立金で言うところの国債というのは、預金で持っている分よりも5億円ほど低いんですが、国債119億円から生み出されている運用収入というのは1.4億円、一方、預金124億円から生み出されている利子収入というのは2373万円ということで、国債のほうは5億円ぐらい低いんですけど、実際に生み出されている果実に関しては、国債のほうは5倍から6倍ぐらいの成果を上げているという状況なんですけど、この委員会におきましても、その財政に関する部分というのは多く質問が及んでいます。見通しも新しく出まして、非常に厳しい見通しが出ています。ですので、私も常々、財政に関しましては質問してまいりましたので、やはりこの歳入の部分の確保というのをしっかりとやっていくべきだということで申し上げてきたんですが、この部分の国債等預金、運用に関しては国債で持たれていないわけですけども、例えば積み立てで言いますと、国債119億円、預金124億円というところで、約半々ぐらいで持っているわけですけど、この割合というのは、どういうふうに決められているんですか。

○行政経営部長

今現在、ほぼ半々ぐらいで預金と国債で運用しておりますけれども、以前というか、大分前まではもう預金を中心でありました。国債のほうがこんなに保有はしておりませんでした。今現在、基金を取り崩してのこの財政運営になってまいりますけれども、国債を利率が非常に高いという、そして国債の値段自身が、利率が高いということは、国債の値段、購入額が低いという状況がありましたものですから、20年の国債を中心に、金利がこれが1.5から買った時点では1.8ぐらいありましたけれども、それを購入して、とにかく歳入確保を図ろうということで努めてまいりました。それで、これ半々ぐらい行っておりますけれども、今現状は御承知のように日銀が国債を異次元緩和ということで買ってございまして、流通が非常に少ない状況で、金利が非常に低い状況になっております。金利が低いということは、国債が高いという状況ですので、国債を今買う状況にちょっとないものですから、本当は言われるように国債を買って運用したいという思いは非常にあるわけですけど、そういう状況にないということで、ここで今とどまった形になっている状況でございます。

○永末委員

理由のほうはよくわかりました。ただ、以前ちょっとお話しさせてもらったときも、やはり今後、こういった部分の基金の運用という部分は、自治体の行政においても非常に重要な部分になってくると思います。運用力ですね。なので、ぜひともこの部分というのは今以上の努力と工夫を積み重ねていただきたいということで要望したいと思います。

ちょっと市長に最後、お聞きしたいのですが、かなり厳しい財政に対する意見のほうが多々上がっております。私も財政見直しを見て、本当に大丈夫かというところで非常に心配はしております。前回、一般質問のほうでも、財政の再建のやり方ということで1つ私のほうからも提案をさせていただきました。やはり納税といいますか、ふるさと納税の分を中心的に活用して自主財源の確保を図っていく。ふるさと納税の担当課のほうから話を聞きますと、今よその自治体では工夫して、かなりのふるさと納税によって歳入を図っているという自治体があります。近隣にもその事例が多々出てきておるわけですけども、やはりその基本となっているその

財政見通し、この財政見通しに対して、ああいった見通しにならないようにどうすべきかというところがあるかと思しますので、その部分について、最後、市長のほうから答弁をいただければと思います。

○市長

この予算委員会の中でも各委員からご指摘がありましたとおり、今後も社会保障費の増大、それからインフラの老朽化対策等、それを視野に入れて、その中でも前に進まなければいけないという難しい状況だということをおも認識をしております。これまで以上に職員一丸となつて、健全な財政運営、そして投資といいますか、ほか、予算をかけるべきところの重点化を再度検討していく必要もあるなどというように考えています。ふるさと納税によって、たくさんの飯塚へのお気持ちをいただきながら税収増を目指すこともぜひ進めたいと思いますが、何よりもまちが元気になるためには、私、今のままでは恐らく人口は全国と同じように減っていき、税収も減っていき、その中でどうやって我慢して飯塚で暮らしていくのかというシミュレーションを描くのか、皆さんもお感じになっているとおり、今、こまかいことはあえて申しませんが、いろいろな面で飯塚がプラスで注目をされているありがたい時期だと思っています。この時期にやはりしっかり、飯塚は住みやすいまちです。そして、飯塚は県の中核都市です。北九州市と福岡市の間にあってもキラリと光る都市ですということを、積極的に打って出る必要もあり、それが成功し、人口増に転じ、そしてそれが税収増に転じ、そのことをもって、先ほどのふるさと納税増もそうですが、より暮らしやすい市民サービスにそれを転嫁していくという流れをぜひつくっていきたいと思っております。当然に、全ての施設を完全に新築にとか、あるいは大きな財政負担を次の世代に引き継ぐようなことにならないよう、細心の注意を払いながら、未来に向けてのさまざまなチャレンジをしていきたいと思っております。何よりも議員の皆様、そして、市民の皆さんの声にも耳を傾けながら、特に議員の皆様とはいろいろなディスカッションをしながら、注意深く、でも前に進んで行きたいというように思っているところでございます。

○委員長

次に、47ページ、財産売払収入について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

47ページ、財産売払収入について、お伺いをいたします。過去5年間の売払実績はどのようになっていますか。

○財産活用課長

過去5年の売払実績につきまして、お答えいたします。平成25年度は4億4056万4831円、平成26年度は1億824万5354円、平成27年度は2億1821万5223円、平成28年度は4926万3526円、平成29年度、今年度は3億3180万3470円です。なお、過去5年間の売払平均額は、2億2961万8481円となっております。

○上野委員

平成30年度の予算算定については、どのように行われましたか。

○財産活用課長

平成30年度におきましては、売却予定件数は、市内各所で13物件でございます。それらの物件の概算評価額及び過去5年間の売払実績等を勘案しまして、市有土地売払収入として2億円の予算を計上させていただいております。

○上野委員

何度も何度もですが、厳しい財政状況見込みの中、財産の売り払いによる歳入確保については必要なことであるとは理解をしておりますが、同時に市有財産はあくまでも住民の貴重な財産でもありますので、ただやみくもに何でも売り払っていくというのではなくて、将来有効利

活用できる可能性等も十分に考慮して、慎重な事務執行に努めていただきますように要望をさせていただきます。

市長が今、歳入についてる答弁をされましたけれども、やっぱり歳入については、たられぱではだめだと思っているんですよ。同僚議員からもご指摘がありましたふるさと納税、やっぱりすごい金額を集めてある自治体もあるので、例えばこの納税金額をもとに新しい事業に打って出るとい考え方がより現実的で実現的だと思うんですね。市長言われたように、次の世代に大きな負担を残さないためにも、現在考えられる大きな歳入方法というのはこのふるさと納税であろうと私も思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。今、これも市長が今申されました、いい意味で飯塚市、大変注目をされていると思います。天皇杯、皇后杯をいただきました。そして、そこにはパラリンピックのキャンプ誘致も決定をほぼいたしております、2競技。ということは、やっぱりこの筑豊ハイツの整備というのはものすごく急いでいただかなくてははいけない。優先事項が高くなってきていると思います。とともに、音楽大学も、この飯塚にとっては非常に知名度を上げるいい機会だと思いますので、こちらのほうの優先順位も上げていただきますとともに、他の予定されている事業についても、まず歳入をきちんと確保していただいて、優先順位をつけていただいて、執行していただきたいなというふうにお願いをしておきます。

○委員長

次に、48ページ、一般寄附金、ふるさと応援寄附金について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

取り下げさせていただきます。

○委員長

はい。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、歳入について、質疑を終結いたします。

次に、継続費、債務負担行為、地方債についての質疑を一括して許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、継続費、債務負担行為、地方債についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。初めに、答弁を保留していましたが事項についての質疑を許します。126ページ、保育所費、子育て支援センター運営事業費について、江口委員の質疑を許します。答弁からですね。

○子育て支援課長

街なか子育て支援センターの積算単価につきまして、設計金額につきましては、飯塚市情報公開条例第8条第3号イの非公開情報に当たるものとしております。行政運営に関する情報で、市が行う入札、契約に関する情報であり、公開することによって、当該事務事業または将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすとの理由から、非公表とさせていただきます。ご理解のほうをお願いいたします。

参考といたしまして、今回の委託に関しまして、人件費の積算につきましては、飯塚市内私立保育所の主任級、また、中堅保育士の賃金を参考にし、その他の職員については、飯塚市の臨時職員賃金を参考に、また、パート職員につきましては、一般的な派遣職員の賃金を参考に人件費の単価を決め、積算しております。子育て支援センターにつきましても、同様の積算を行っております。

○江口委員

参考のというふうな形で、主任級そして中堅というお話がありました。主任というと、勤続

年数で言うと20年ぐらいなのかなと。二十何歳で働き始めて、40歳代の真ん中ぐらいになるのかな。中堅職員で言うと10年を過ぎた辺りなのかなと思うわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

申しわけございません。その質問に関しては答弁を控えさせていただきます。

○江口委員

それで予算の質疑ができると思います。予算の審議ができると思いますか。

○福祉部長

今、課長が説明をさせていただきました。中堅職員、いわゆる市内の私立保育所の主任級、または中堅職員という形を参考に設定させていただいております。今おっしゃっている主任級といいますと一般的に質問者言われるように、20年程度の方、そして、中堅といいますといわゆる10年以上の方の保育士ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○江口委員

主任級がどのぐらい、何歳なのかでも、全然金額が違うわけですよ。今まで私どもは、主任級が幾らという資料を見せていただいたことはございません。中堅が幾らという資料もを見せていただいたことはございません。そうすると、何年ぐらいかなとか、そういったところで類推をして、それが妥当かな、どうかなということを考えなくてはならないわけです。

それで、ずっと今までこうやって数字を出さなかった。私どもは皆様方が積算している、こうやって出してこられた予算が妥当なものかどうかを審議するのがこの予算委員会なんです。それこそ、そこがないと本当に質疑にならないわけですよ。本当にしっかりと反省をさせていただきたい。

単に保育士といっても、本当に全然違うわけですよ。例えば、保育士なんだけれど、園長で600万円もらっている園長もおられるかもしれない。250万円の方もおられるかもしれない。全く違うわけですよ。どのくらいでというやつがきちんとないと、組み立てが妥当かどうかかわからないわけです。

今お話がありました。20年、10年以上というふうなお話がありました。昨年の9月の委員会では、それぞれの平均年収1年目、5年目、10年目、15年目、20年目という平均年収が出ているわけです。おおよそここから当たらずとも遠からずというふうな形だと思うわけですが、よもやこれから2割も3割も違うということはないですよ、当たらずとも。どうですかね。

○福祉部長

今答弁させていただきましたとおり、いわゆる調査した私立保育所の保育士の20年以上、10年、そこら辺の数字を参考にしておりますということで、削減するとかいう形ではなくて、それを参考にしているというところでご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○江口委員

今お聞きしたのは、参考にして、2割増し、3割増しだとかしてないよねとお聞きしているんです。それとか逆に、2割カット、3割カットとかしてないよね。当たらずとも遠からず、ほとんど、上下10%とかそういうふうな話ですよ、ということをお聞きしているんです。参考にだったら、参考に、いくらでもできますよ。参考にしたけれどこうだったと。

○福祉部長

参考にいたしております、そして、その金額につきましても、これを参考に、大きくいじるとかいじらないとかいうようなことはしておりません。

○江口委員

大きくいじっていないというのは、私は、2割とか3割とか掛けたり、上げたり下げたりとかしてないよねと。上下の5%、1割ぐらいの範囲だよねというところかなと思うわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○福祉部長

そういうご理解をお願いします。

○江口委員

あと臨時職賃金という話がありました。臨時職賃金については、市の一般的な臨時職員ですね。皆様方の所属課におられる臨時職員もおられれば、保育士としての臨時職員もおられるかと思いますが、こちらはこういったところ、どちらのほうを採用しておられますか。

○子育て支援課長

保育士賃金を採用しております。

○江口委員

子育て支援センター、3カ所あるところに関しては臨時職賃金なんだと。片一方、この街なか子育て広場に関しては、保育士の10年目、20年目に近いところで出すとなると、かなり違うわけなんです。これは、改めてお聞きしますが、これは、これだけ違うのはなぜですか。

○子育て支援課長

私立の責任者、あと保育士賃金ということで、私立保育所の賃金と、臨時職員賃金ということで――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:50

再 開 14:51

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

すいません。街なか子育てひろばには保育士2名を配置しておりますので、その分で差が出ております。

○福祉部長

街なか子育てひろばは2名のいわゆる保育士資格者、そして、その他の職員は臨時職員の賃金としております。その他の子育て支援センターにつきましては、いわゆる保育士の臨時職員の賃金単価となっておりますので、人件費に差が出ております。

○江口委員

あなた方は、今、街なか子育てひろばに関しては、今が保育士でやっていて、これが好評なのでそれを続けたいんだ、維持したいんだ、だから保育士なんだよというところで建てつけですよね。対して、子育て支援センターに関しては、地域型でいろいろな方々に入っていたいでるんだ。だから、臨時職賃金なんだという建てつけですよね。でしょう。だけれど、現実に支援センターにおられる方、どんな方がおられるかという、本当にいろいろな方がおられるわけです。教員免許を持ってる方もおられれば、障がい者のことに関して詳しい方もおられたりするわけです。ある意味、子育て支援でアドバイスしたり、相談に乗ったりすることに関しては、保育士だけの仕事ではないわけですよ。例えば、言語聴覚士の方がおられたり、看護師の方がおられたりするわけですよ。そういったことを考えあわせて物事を組み立てなくてはいけないと思っているんです。今回の支援センターのプロポーザルを出すときに関しては、保育士と限定をされたわけです。今回、だから、参加された方は保育士を確保して、後はその他の方々がやるんだけど、ある意味、プロとして評価されているのは、ここでは保育士だけなんです。だけれども、そうではなくていいと思っているんです。またあわせて、街なかだけで

はなくて、それぞれの支援センターにおいてもやはりそれだけのきちんとした仕事に対する評価はなされるべきだと思います。ほかの支援センター、今3カ所ですが、もう1カ所ふえるわけでしょう。そういったことにそなえたときかもしれないけど、もっと早目にご相談に乗っていただける方々、きちんとやれるような財政支援をするべきだということを申し述べて、質問を終わる前に、もう1つだけ。

支援センターなんですけれど、3カ所の支援センター、開所が8時半から5時ぐらいまででしたっけ。ですよ。ところが、ここは2人配置なんです。2人配置なんだけれど、最低5時間以上2人置いてくださいね、なんです。だから、2、3時間は1人でもいいよという建てつけなんだけれど、積算としてはどちらなんです。ちゃんと2人配置しているのか、それとも、フルの人と5時間の人と、そういう積算をしているのか、どちらですか。

○子育て支援課長

2人とも1日で積算しております。

○江口委員

それを聞いてちょっとホッとしましたんですが、先日、12月でしたか、子育て支援センターの会がありました。課長も係長も来られておられましたが、そのときに私どもこうやって運営しているんだと赤裸々なものを見せていただいて、それぞれに払っている給料もこのぐらいなんだというやつを見せていただいたんだけれど、やっぱり厳しいのは厳しいですよ、はっきり言って。そこは交通費も払ってやっていただいて、どちらかといういろいろな方が入れかわり参加されるタイプのようなところでした。土曜日、出てきていただきたいと思ったら、やっぱり、どちらかという、そこは主婦の方とか多いんだけれど、そうすると、子どもがいるから出づらいつつ。じゃあ、土曜日どうするかといったら単価を10円上げているだけなんです。報いようと思っているんだけど、差をつけているのは10円程度なんですよ。やはり、そういったことを考えあわせると、街なかでこれだけきちんとした対応をするのであれば、3カ所についても、しっかりとその分をしていただきたい。なぜなら、みんなが街なかに伺うわけではないわけでしょう。それぞれの地域の支援センターに行かれるわけでしょう。その点についてはしっかり考えていただきたいと申し述べておきます。

○委員長

次に、保留分以外の質疑を許します。初めに、質疑通告されております、第三者委員会のあり方について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

行政計画や行政方針等を決める際には、調査、審議、評価を行う機関として第三者委員会、正式に言えば附属機関ですが、本市では幾つの附属機関があり、そもそもこの機関の位置づけ、必要性、そして役割について説明をしていただきたいと思っておりますし、また、その委員はどのように選出されているのか教えてください。

○総合政策課長

本市における附属機関の数につきましては、平成29年4月時点で70となっております。この附属機関の役割は、法律的には執行機関の要請により、その担任する事項について、調停、審査、審議または調査等を行う機関とされておりますが、一般的には専門的な見地から施策の方向性についてのご意見をいただいたり、当事者や市民の意見を施策に反映させるための機関でもございます。したがって、附属機関の委員は大まかに分類いたしますと、有識者、学識経験者、関係団体の代表者等、それから国、県、行政機関の関係者、市民等から構成されております。また、委員の選出についてでございますけれども、有識者、学識経験者につきましては、執行部で検討し、特定の方に依頼するような形になります。関係団体の代表につきましては、当該団体に推薦をお願いするという形になります。それから、市民の方の場合は公募と

いう形が一般的でございます。

○上野委員

当事者や市民の意見を施策に反映させるための機関であるということで、附属機関の委員は大まかに分類すると、ということですが、関係団体の代表者等から構成されているということで、これ、今答弁あったとおりでと思います。先日、条例の審議が行われた特別委員会では、可決された案件につきましてはこの原則から外れているというふうに指摘せざるを得ないかなというふうに思っております。この団体、70ある附属機関の人数なんですが、大体で結構ですけれども、どのぐらいの人数で構成されておりますか。

○総合政策課長

大体900人でございます。

○上野委員

すいません、70の各附属機関に属されている人数、大体有識者、学識経験者等全員含めまして10名程度かなというふうに認識しておるんですが、そのようなことでしょうか。

○総合政策課長

ちょっとすいません、12人、大体平均しましたら12人ぐらいで、市としては標準的な人数としては15人という要綱上の定めはございます。

○上野委員

その中の公募の市民の皆さんの人数は、大体どの程度おられますか。15人の中でね。多分、2人から5人と思うけど。

○総合政策課長

統計を取ったものがございませぬけれど、時間をいただければ数字としては出せますが、どういたしましょうか。

○上野委員

わかりました。これ通告していないので資料はないから、はい。大体、公募されている人数は2人から、多くても5名程度じゃないかなという認識であります。その附属機関から答申された計画や方針は、その後どのように取り扱われるのでしょうか。

○総合政策課長

附属機関から答申されました計画につきましては、庁議等で審議いたしまして、最終的に市の計画として決定するという形になります。

○上野委員

その際に、答申内容が変更されることはありますか。

○総合政策課長

答申内容につきましては最大限尊重されますが、ほかの行政計画との整合性、それからパブリックコメント等での意見を踏まえ、部分的に変更することもございます。

○上野委員

数人の公募市民のご意見が、その附属機関から出された答申書には反映されるということですよ。パブリックコメントも行われるということですが、数百名の市民意見が、この答申内容と違っている場合、市民の意見としてはどちらを反映させるべきだというふうに認識されますか。

○総合政策課長

非常に難しいご質問で、そのときそのとき、ケースバイケースという形しか言いようはないと思いますけれども、パブリックコメントも2種類ございまして、いわゆる審議途中に取る場合と、答申が出た後にする場合がございまして、その場合、審議途中で出ました意見については、その附属機関のほうにそれを提案して、溶け込ませていくというような形を取ります。

答申が出された後の計画後に市民の意見を募集した場合については、これはもう執行部のほうで、それをどういうふうな形で意見として取り込んでいくかということは、その都度その都度、判断して考えていくことになると思います。

○上野委員

ですから、答申が出た後にパブリックコメントをとっても意味がないわけですよ。行政が、どのようなコメントの意見が出てこようとも、それを採用するかどうかというのは執行部の判断に委ねられてくるわけですから、第三者委員会の答申には反映されてこないわけですよ、当然ですが。

最後、意見ですけど、市の大きな施策の方向性自体をこの第三者委員会に任せるべきではないと思うんですよ。ある程度執行部で、例えば、体育館の問題を申し上げて申しわけありませんが、新築移転をするんだという方向性をまず行政が決めて、それを第三者委員会でどういうものがいいんだと、場所はどこがいいんだと、そういう第三者委員会の活用の仕方をしないと、どうしましょうか、市の大きな政策を。そこに、十数人の皆さん方に責任を、言い方は悪いですけど押しつけるのは、僕はいかがなものかと思しますので、まずは大きな方向性は市長なり行政執行部で決めて、それから、第三者委員会に付託というか、審議をしていただくという方向をとっていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長

実は、特に今の時代、私も今、質問者がおっしゃったような進め方も必要だというように、実は思っています。というのが、やっぱり内容によりましては市民の皆さんから声をお聞きするという事はもちろん大事なんですけど、それをポンと投げられたほうが、いろいろ資料を出して研修等はしていただくにしても、判断難しいようなケースも多いと思いますので、骨格については、私どもがお示しする中で、より市民感覚の意見をいただく。より専門的な意見をいただく。そんなふうにして中身をより膨らましていくということのほうが現実味も帯びておりますし、スピード感もあるものだというように思っております。これ、審議だとか、その答申の中身にもよると思いますが、何もかも検討委員会のほうに投げて、ということよりも、その取捨選択をすることこそ必要だと、私も思っています。

○上野委員

本当まさしくそのとおりで、今までの行政の施策の流れであるとか、言えば財政見通しであるとかいうのは示されないままに、そこに責任と申しますか、答申をお願いするというのは本当にいかがなものかと思しますので、ぜひそのようにやっていただきますようお願いをしておきます。

○委員長

次に、指定管理施設の職員について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

指定管理とは、施設の管理運営等全てを指定管理者に委託することですが、その現場で働いている人の福利厚生等については、どのようにチェックをされておられますか。

○財産活用課長

指定管理者による施設管理運営については、市が求める達成水準を満たされているか等、継続的なチェックを行うため、指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドラインを策定し、効果的なモニタリングを実施することにより、適正を期することとしております。このガイドラインによりまして、指定管理者制度を導入しているすべての施設を対象に、各年度の評価、この評価項目の中には労働関係法令を遵守し、職員の適正な労働条件を確保しているかとの内容が設定されておりまして、この評価を実施しております。指定管理者による自己評価、施設所管課による1次評価、指定管理者制度導入推進委員会等による2次評価を行った後に、

さらに、指定管理期間中、5年に1回以上は3次評価として外部委員により組織された指定管理者評価委員会において、評価に関する第三者的立場からの検証を行っております。

○上野委員

担当課が指導等を行っておるということですが、例えば、不適切な処遇等が発覚した場合、どのようにして是正措置を講じられておりますか。

○財産活用課長

モニタリングガイドラインでは、業務の改善指導、指示、改善勧告、指定の取り消し等について規定しており、総合評価が低い場合は、指定管理者に対して改善指示書により必要な指導及び指示を行い、業務の改善を図ります。指定管理者は改善指示書による通知を受けた場合は、通知を受けた日から15日以内に改善計画書を市へ提出し、改善対策を行うとともに、指定期限内に結果を文書にて報告します。改善指示書による指示を行っても改善されていない場合等は、指定管理者へ改善措置期限を定めた改善勧告による通知を行うとともに、その内容をホームページ等で公表いたします。改善措置期限を過ぎても改善されていない場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消し、業務の全部または一部の停止について、指定管理者評価委員会の意見を聞き、指定の取り消し等を行うものとしております。

○上野委員

指定管理者制度を導入している施設については、事業担当課による日常的な指導なり助言等は、なかなか難しいものがあると思うわけです。現状そうなんですから。そこで、例えば指定管理者制度を導入する施設については、その施設に精通した市の職員OB等の、嘱託雇用でもよろしいと思いますが、互いにチェック機能がはたらくように複数の方が望ましいとも思いますが、そのような条件のもとに公募を行っていただければどうかと思うんです。そうすれば、事業担当課が直接指導しなくても、そのOBさん方が指導等を行っていただき、適正な業務の履行が確保されるのではないかと考えますが、このような検討を行っていただけませんか。

○財産活用課長

質問委員御存じのとおり、指定管理者制度におきましては、その施設の管理運営全てについて管理をしていただくと。まさにそのとおり、それが指定管理者制度でございまして、ただいまご提案いただきました部分につきましては、その指定管理者制度を導入している施設において、市のOBなりを直接雇用することによって、チェック機能が働くというご提案をいただいております。現在、指定管理者を選定するとき、地元の方の雇用等によって、いわゆるアドバンテージがつくような制度等ありますが、今ご提案いただいた件については、我々はいまだに全くもって検討したことはございませんので、今回いただきました内容につきましては、今後、研究検討させていただきたいと考えております。

○上野委員

よろしく願いいたします。そして、この指定管理者施設も含めてなんですけれども、各公共施設の災害時に避難された市民の方のケア、いわゆるこのマンパワーについては、どのような対応を想定されているのか。そして、予算化はされてあるのか。おわかりになれば教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：12

再 開 15：12

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

指定管理をしている施設で、指定避難所になっているところに関しましては、災害の大きさに

もよりますけれども、避難所班を配置するようにいたしております。そこで、避難者辺りの対応は行っていくこととしておりますけれども、当然、その指定管理者とも協力といいますか、協議しながらフォローしていくことになると思います。

○上野委員

ありがとうございます。例えば、各支所には指定管理施設なり、指定管理ではない公共施設が多々あるわけです。でも、市の職員さんの数は少ないわけですよね。そういった場合のマンパワーについては、どのような方にお手伝いをしていただくような想定になっておりますか。

○防災安全課長

支所の体制にいたしましては、第1配備等は当然、その支所の職員になってきますけれども、大きな災害になってきますと、本庁の職員辺りも第3配備で支所に張りつくようになりますので、そこで拡大しながら支所でも対応していくようにいたしております。

○上野委員

各支所、非常に職員さん少ない中で、恐らく自治会の方々ですとか、自営消防団員の方々のお力をお借りするようなことになると思うんですが、この予算委員会の中でも言わせていただきましたけれども、非常に自治会の役員さんの高齢化が進んでおりますので、自営消防団員の方のお力にすぎるしかないのではないのかなというふうに思っているんです。どこの支所でも同じだと思うんですけれども、自営の消防団員さんというのは、やっぱり職員さんも多く活躍をされているんですよね。何か災害があったときの際の指揮命令系統、これは職員さんに通ずるものと自治消防団員の方々の指揮命令系統というのがあるものですから、ここは支所の災害時のケアを考える上でも、きちんと考えていっていただきたいなというふうに思って、要望しておいております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は、「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」案に反対し、討論を行います。

地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあると初めて明記した第2次総合計画を策定して2年目であります。市政運営の公務にあたっては、日本国憲法第15条が示す「一部ではなく全体の奉仕者として」という立場を確固としてつらぬかなければなりません。

日本共産党は、住民の暮らしを応援する市政、ムダづかいを許さない市政、公正で透明な市政、この3つの視点から、住民が主役で進めることを呼びかけています。地方交付税率引き上げによる必要な地方交付税の確保等、国が責任を果たすよう求めるとともに、本市において、住民の暮らし応援を最優先する財政出動へ流れを変えながら、住民と市職員を犠牲にして、2017年度末で過去最高149億4千万円にまでふくれあがった財政調整基金と減債基金を活用して、誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを大きく進めることを提案してまいりました。

今日、国政においては自民党、公明党の安倍政権が、いよいよ土壇場を迎えています。格差社会の拡大、社会保障の抑制、財界が食い物にする大規模公共事業の新たな展開、集団的自衛権行使に対応する軍事費増大、立憲主義を侵し、日本の専守防衛にとっては変える必要のない

憲法9条の破壊にまで手を出す一方で、日本会議のラインに沿った森友学園、加計学園をめぐる事態で浮き彫りになったように、安倍首相による国政の私物化が横行し、無党派だけでなく与党支持層をも含む市民と野党の共同の前進の中で、立憲主義、平和主義、民主主義による新しい政治を求める国民の声が、今、ほうはいとして沸き上がろうとしています。

こうした中、国の乱れた政治から住民を守って福祉を増進し、平和を守るために、本市の役割発揮が特別に求められています。片峯市長は、施政方針の中で、本年を「チャレンジ元年 未来に向けた挑戦の年」と位置づけ、7つのポイント、すなわち、1、行財政改革に着実に取り組み、健全な財政運営を図る。2、子育て環境のさらなる充実や高齢者の活躍の場づくり。3、教育のさらなる充実。4、国際化の推進。5、企業誘致・公民連携の推進を図る。6、効果的な移住や定住につながる施策の検討。7、近畿大学、九州工業大学と大学包括連携協定の具体的事業の着手を打ち出し、一般会計、特別会計、企業会計の3つの会計を合わせて1173億350万円余に及ぶ予算案をつくり、そのうち一般会計予算は、前年度予算規模より24億円程度下回り、2016年度決算規模より94億円程度少ない607億9700万円であり、大幅な補正含みと見られます。

住民の暮らしの応援という視点では、待ち望まれていた小中学校のエアコン設置は5年間で15億4千万円を出動するものですが、今回予算は住民要求が反映された予算計上であります。適切な施設を借り上げる等工夫して公立保育所をつくれれば大幅に解消できるのに、保育所待機児の解消には抜本的な対策の予算を計上せず、本市よりはるかに財政事情が厳しい嘉麻市が実施できている子どもの医療費助成の自己負担解消への財政出動を、行財政改革による予算抑制を盾に拒否し、周辺部にとどまらず高齢者の切実な声が上がっているコミュニティバスの再生には、市の見通しでも1路線で1千万円程度しかかからないのに、市として責任を負う立場を放棄したままであります。子育て世代には重すぎる保育料、他都市と比較しても宮若市に次いで高いごみ袋代、スタート時から2倍にもふくれあがった介護保険料等、負担軽減のためのしっかりした財政出動がないのであります。

無駄遣いを許さないという視点では、新庁舎建設関連、市役所駐車場関連等、無駄遣いに関わる予算計上があり、これと並行して、もともと15億5千万円で大規模改修と言っていた体育館を45億3千万円に増やして、移転新築建てかえへの方針転換に関する経費が計上されています。そのために、財政調整基金と減債基金の残高は、12年前に前市政のもとで非常事態宣言を出したときの60億円の水準を5年後には割り込み、さらに5年後には20億円を割り込む見通しとなり、見通しを発表した片峯市長自身が本委員会で危機感を表明し、事業規模の見直しを検討することを表明せざるを得なかったのであります。自ら危機感を表明するほどのことであれば、立ち止まって、耐震診断を県知事命令違反を深く反省し速やかに報告するとともに、その結果に基づいて耐震補強計画と改修プランを検討して市民に公表し、意見を聞くべきであります。

公正で透明な市政という視点からは、行財政改革の前倒し等と言って一般ごみ収集業務の公的責任放棄、市役所駐車場の有料化、市有地不法占拠について刑事告訴を行わず漫然と民事裁判を続けている嘉飯山砂利建設に対する特別扱い、監査委員の指摘までも無視し続けて、合併後4億6千万円を超える補助金を渡している部落解放同盟や同和会に対する特別扱い、内心の自由を侵しかねないのに人権啓発事業の名で部落解放同盟の方針で作られたNPOの13年間で4億5千万円に及ぶ委託料の随意契約による独占受注、市財政が厳しいと言いながら市有地売却益を放棄したことに見られる麻生関連会社の特別扱い、筑豊ハイツ事業における10年を超える無償貸付、その後は話し合いで決める、また貸しも了解とする約束の疑惑、不透明感が漂うものであります。

株式会社ティーティーエス企画への不適切な特別扱い宣言、日本会議福岡の責任者が会長を

務めるNPOの福岡音楽大学設立をめぐる市長のやみくもな前のめりの姿勢、前市長のもとで地元中小業者育成のためにと何と言われようと維持してきた指名業者の格付け制度の手のひら返しの変更、資本金10億円の3セクである福岡ソフトウェアセンターの子育て分野での民営化への関与の疑惑まで、一気に吹き出ているわけであります。これらの背景には、それらの勢力とのきわめて不透明ななれ合いが伺われ、政治倫理条例に資産公開制度を復活し、2015年の政治倫理審査会の意見書を尊重したより厳しいものにすることを含めて、この急速に広がる不透明感の打開は急務と言わなければなりません。以上で、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○兼本委員

私は賛成の立場で討論したいと思いますが、本当はちょっと考えるところがあります。

まず、それはやはり、今後10年間の厳しい財政計画の中で、四十数億円という体育館と、これが本当にありなのか、なしなのかという話があるのかなとは思っています。というのが、前、福智町ですかね、ふるさと納税で行きました。そのときの町長は図書館を建てたいと。その図書館を建てるための財源として、ふるさと納税を充てられたわけです。しかし、本市においては、事業債でやっていくということですよ。まずは、今後、本当にやっていけるかどうかの担保がないというところが一つ、私がちょっと心配なところであります。今、例えば、本市におけるふるさと納税が100億円達成すれば、経費になる40%の40億円、そういった形で体育館できるんじゃないのというような考えもできるかとは思いますが、今回、私は予算委員会出まして、財源確保に関する質問も何度かしました。しかし、皆さん消極的で、自信のない答弁しか返ってこなかったんですね。こういった中で、本当にどのくらいの財源を確保しようかということのをどのように考えているのかというのが、市長、市民に本当に体育館を建てる時にどうやって説明するかと。いろいろな、本当にそういう問題が出てくると思うんです。例えば、今回、事業債を使った場合に、計算すると約二十数億円というのが、返済しなくてはいけない形になりますでしょう。9割の残り約半分。ということは、これはやはり目標ではないんですか、財源確保ということで。私はそう思っています。それが、もともと市長が体育館を建てようという形で話を始められて、やはりここは市で、飯塚市としてはやっぱり一つになってこれを稼いでいくんだというぐらいのものがないと、もし、ほかに何か災害でも起こった場合に、本当にお金がないんですよじゃ済まされないと絶対出てくると思いますし、今のままでどのくらいの財源を確保できるかというところを非常に私は心配しております。ただその中で、市長がいろいろ手腕を発揮されるんだと思っておりますので、私はちょっとそこはすごく心配しておりますが、今回、賛成させていただこうと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言お礼申し上げます。本特別委員会においては、3日間という限られた期間の中で非常に中身の濃い、充実した審査ができたものと思います。これは委員各位並びに執行部の皆様のご協力の賜物と感謝いたしております。また、執行部の皆さんにおかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成等しっかりと対応していただき、本当にありがとうございました。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり意見が多々あっておりましたが、執行部におかれましてはこの意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また、市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。